

平成30年2月9日付
鳥取県公報号外第12号別冊

平成29年度

鳥取県包括外部監査報告書

及びこれに添えて提出する意見

「子育て応援課及び女性活躍推進課が所管する子育て王国推進事業に関する財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人

税理士 岸 本 信 一

目 次

第1章 監査の概要	1
第1 監査の種類	1
第2 選定した特定の事件	1
第3 監査の対象とした理由	1
第4 監査を実施した期間	1
第5 監査対象部局	1
第6 監査の方法	1
第7 監査の視点	2
第8 監査手続	3
第9 包括外部監査の実施者	3
第10 利害関係	3
第2章 監査対象（子育て王国推進事業）の概要	4
第1 子育て王国鳥取県の取組み	4
1 「子育て王国とっとりプラン」の策定	4
2 「子育て王国とっとり条例」の制定	7
3 「子育て王国とっとり推進指針」の策定	10
第2 子育て応援課の取組み	12
1 子育て応援課のこれまでの取組み	12
2 子育て王国推進指針〔H28〕別添「事業一覧」	14
第3 女性活躍推進課の取組み	16
1 女性活躍推進課のこれまでの取組み	16
2 子育て王国推進指針〔H28〕別添「事業一覧」	18
第3章 監査の結果	19
第1 子育て応援課	19
1 とっとり婚活応援プロジェクト事業	19
2 地域少子化対策重点推進交付金事業（とっとり出会いサポートセンター機能充実事業）	28
3 地域少子化対策重点推進交付金事業（ライフプランを考える啓発セミナー等開催事業）	32
4 子育て応援市町村交付金	37

5	健やかな妊娠・出産等応援事業.....	39
6	母子保健指導振興費.....	41
7	子ども・子育て支援交付金.....	42
8	放課後児童クラブ設置促進事業.....	45
9	保育・幼児教育の質の向上強化事業.....	46
10	保育士確保対策支援事業.....	48
11	鳥取県野外保育促進事業.....	50
12	子育てしやすい環境整備促進（企業子宝率調査）事業.....	55
13	男性の子育てしやすい企業支援奨励金.....	58
14	子育てっていいなキャンペーン事業.....	60
15	とっとり版ネウボラ推進事業.....	64
16	鳥取県保育士等修学資金貸付事業.....	68
17	財産の貸付及び使用許可について.....	71
第2	女性活躍推進課.....	75
1	男女共同参画推進企業認定事業.....	75
2	女性活躍トップランナー事業.....	76
3	地域における女性活躍推進事業.....	79
4	イクボス推進事業.....	79
5	男女共同参画普及啓発事業.....	81
第3	指摘及び意見の件数.....	83
1	子育て応援課.....	83
2	女性活躍推進課.....	83

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

子育て応援課及び女性活躍推進課が所管する子育て王国推進事業に関する財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

我が国の急速な少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化と価値観の多様化、地域社会における人間関係の希薄化等の流れの中で、鳥取県では豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体であることを目指し「子育て王国とっとり」を掲げ、活力ある豊かな地域社会の構築に向けて各種の事業に取り組んでいる。

平成26年2月には、定例県議会において「子育て王国とっとり条例」を制定し、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化していることが、鳥取県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国と通りの取組の基本的な考え方を明らかにするなどし、住民、地域社会及び行政が連携し鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として評価が得られるよう各種の事業推進を行っているところである。

このように、少子高齢化・人口減少社会を迎え、子育て支援等に関する施策を総合的に推進することは、鳥取県の行政運営において極めて重要なテーマと言える。鳥取県の財政状態や多様化する県民のニーズを踏まえて、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定による、これらの施策及び関連事業の経済性、有効性及び費用対効果からみた効率性等について、包括外部監査人の立場から検討することは有意義と考えられることから包括外部監査のテーマとして選定した。

第4 監査を実施した期間

平成29年6月1日から同年12月31日まで

第5 監査対象部局

子育て王国とっとり関連事業に関する監査のため、子育て応援課及び女性活躍推進課を対象とした。

第6 監査の方法

この監査の実施に当たっては、子育て応援課及び女性活躍推進課が所掌する補助金・

交付金及び委託料を主な監査対象としたうえで、それらの事業のうち、金額の重要性の観点、新規補助事業及び例年定額となっている補助事業を抽出し、事務の執行について関係法令に従って適正に行われているか等の財務事務の監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係書類の検討などによる監査を実施した。

本監査報告書においては、補助金・交付金及び委託料の各定義は、以下のとおりである。

1 補助金・交付金

特定の事業や研究等を育成又は助長するため、公益上必要な場合に補助するものをいう。

2 委託料

県の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。

第7 監査の視点

1 地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等のあり方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

2 私たち4人は、税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる県民の声を受け止める立場にある。その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄使いは県民の納税意欲を減退させることになるを考える。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で県民は、税の使われ方に大変注目している。従って我々は、このたび包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる県民の目線で監査することを心がけた。

3 具体的には次の着眼点で監査した。

- (1) 補助対象の認定は適切か、公益上の必要はあるか。
- (2) 補助金等交付要綱は適切な内容で制定されているか。
- (3) 補助金の申請・決定・交付金等の算定は適切か。
- (4) 補助事業の実績報告は適切か。
- (5) 補助交付団体への指導、監督は適切か。

- (6) 委託契約の契約内容は適正か。
- (7) 委託金額の精査は適正に行われているか。
- (8) 委託先からの実績報告及び県における完了検査手続は適正か。
- (9) 費用対効果の検証は行われているか。

第8 監査手続

下記日程により、子育て応援課及び女性活躍推進課から関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を行った。監査後、担当課等と質疑のやりとりを行い、報告書を作成した。

監査対象機関	実施日
予備調査（監査委員事務局事前レクチャー）	5月12日（金）
予備調査（子育て応援課、青少年・家庭課、子ども発達支援課、観光戦略課）	6月30日（金）
予備調査（林政企画課、水産課、緑豊かな自然課、住まいまちづくり課、環境立県推進課、経営支援課、県産材・林産振興課）	7月4日（火）
本監査（子育て応援課）	9月4日（月）
本監査（子育て応援課）	9月5日（火）
本監査（女性活躍推進課）	9月6日（水）
本監査（子育て応援課）	11月24日（金）
本監査（子育て応援課、女性活躍推進課）	11月27日（月）
本監査（男女共同参画センター「よりん彩」）	12月8日（金）
本監査（一社）鳥取県法人会連合会 「えんトリー」鳥取センター	12月12日（火）

上記の他に、外部監査人の事務所等で報告書の作成及び協議のための会議を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	岸本 信一
外部監査人補助者	税理士	上原 武
外部監査人補助者	税理士	谷田 真基
外部監査人補助者	税理士	古川 嘉彦

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象（子育て王国推進事業）の概要

第1 子育て王国鳥取県の取組み

1 「子育て王国とっとりプラン」の策定

(1) 計画策定の趣旨

鳥取県では、女性一人当たりが一生に産む子どもの数の平均を示す「合計特殊出生率」は、全国平均を上回るものの平成20年は1.43と過去最低となり、平成20年の出生数は、4,878人と昭和50年に比べると6割弱にまで減少している。

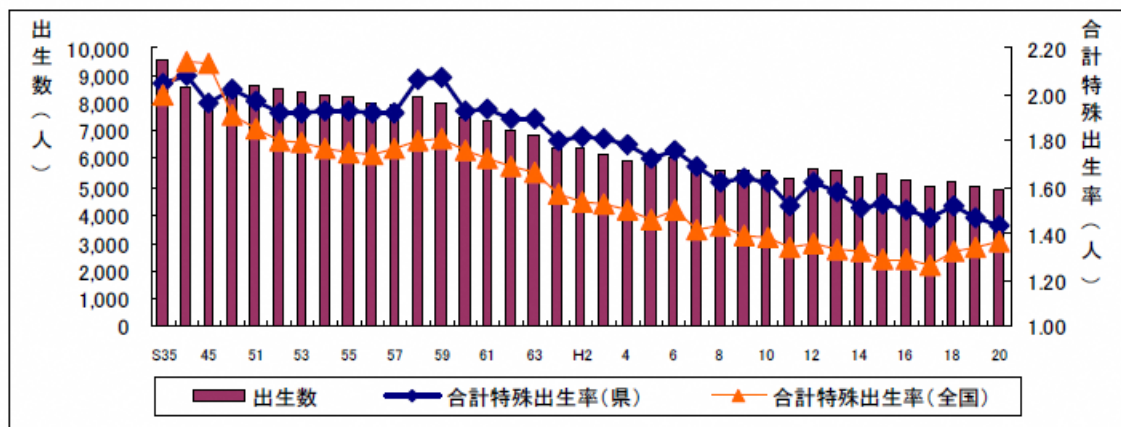
また、人口当たりの保育所設置数、子育て支援センターの設置割合（中学校区単位）、多子世帯に対する保育料の助成、周産期医療体制等、さまざまな子育て環境において全国でもトップクラスにあるものの、平成19年、20年と全国では合計特殊出生率が微増している中、本県は減少が続いていた。

このような状況を受け、平成21年7月～9月に県内の子育て世帯を対象とした「鳥取県少子化対策等に関するアンケート」（以下「少子化アンケート」という。）を実施し、少子化の要因や子育ての現状、課題等について分析が行われた。

一方、本県では、平成20年12月、鳥取県の将来ビジョン「みんなで創ろう 活力 あんしん 鳥取県～心豊かな充実社会をめざして」を策定し、中長期的な県の課題や目指すべき姿の県民との共通認識をつくり、県の取組方針を明らかにし、県政運営の基本としてきた。

そこで、少子化対策を念頭におきつつ、アンケート結果や県の将来ビジョンで示されている方向性などを勘案し、安心して子育てができる「子育て王国 鳥取県」を目指した5年間（平成22年度から平成26年度まで）の計画として、「子育て王国とっとりプラン」が平成22年3月に策定された。

図 出生数及び合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(2) プランの基本的な考え方

ア 子育ての負担感の軽減

少子化アンケートで、夫婦の出生力の低下の要因について、「育児・教育コストの負担増」「仕事と子育ての両立の負担感」「母親の精神的・身体的負担の増大」が上位の項目として挙げられた。

これらの「経済的な負担感」「仕事と子育ての両立の負担感」「精神的・身体的な負担感」といった負担感の軽減が少子化対策、子育て支援施策の主要なニーズであると捉えられた。

イ 鳥取の特性や強みを積極的に活用

本県は、大都市圏と比較したとき、豊かな自然と歴史溢れる多様な文化に恵まれている。また、人と人、人と地域の結びつきが強く、「顔が見える関係」であるという面が残っていることや、働く場所と住む場所とが近接していること等、コンパクトなまとまりがある。そして、ボランティア活動（まちづくりのための活動や自然・環境を守るための活動等）に住民が関わった割合が全国一であるなど、住民が地域活動等に積極的に関わっていく素地がある。

こういった鳥取の特性や強みを積極的に活用し、鳥取らしい子育て環境を目指していくこととし、このプランの基本テーマが

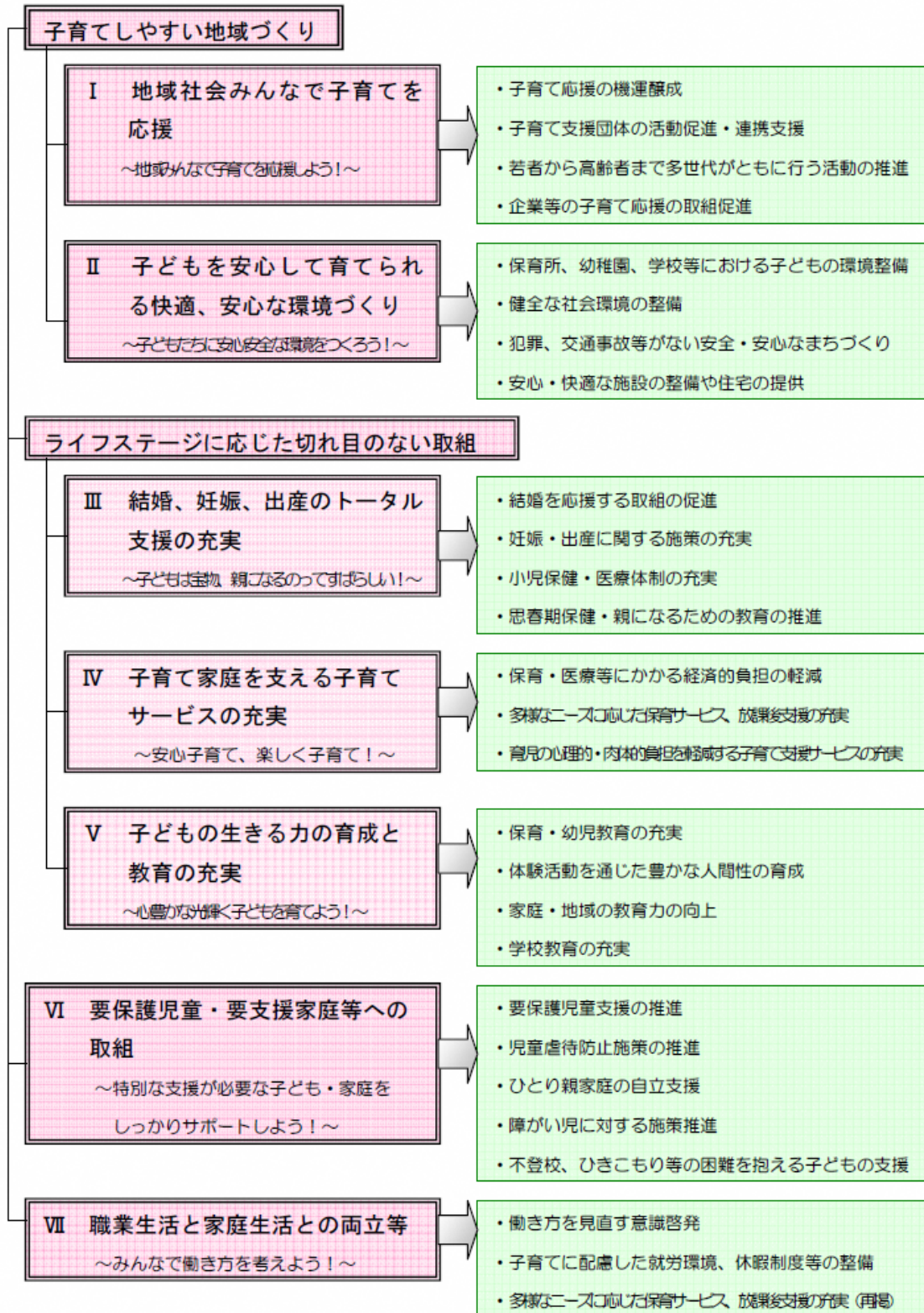
みんなで創ろう「子育て王国 鳥取県」!

～みんなで応援 楽しい子育て 育む「とりっ子」～

と掲げられた。

(3) 施策の体系

プランでは、施策の体系を、下記の7つの柱として整理している。



(鳥取県「子育て王国とっとりプラン」より)

(4) 推進体制

- ア 本プランに基づき、県をあげて少子化対策を念頭におきつつ、安心して子育てができる「子育て王国鳥取県」を目指す。
- イ 子育て支援に関わる関係者の意見を取り入れながら、本プランを推進していくため、「子育て王国とっとり推進会議（仮称）」を設置する。
- ウ 子育て支援に関する県庁内の部局横断的な会議を設置し、施策間の整合性や連携を図りながら施策を実施する。

プランでは上記推進体制を構築していくこととし、プラン策定から約半年後の平成 22 年 9 月 22 日に「子育て王国鳥取県」の建国宣言が行われた。また、実際に「子育て王国とっとり推進会議」も設置され、広く子育てに関わっている方々の意見も踏まえながら施策が実施されてきた。

2 「子育て王国とっとり条例」の制定

(1) 制定経緯

平成 22 年に始まった「子育て王国鳥取県」の取組は、豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指している。この取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようにするため、平成 26 年 2 月定例会議において「子育て王国とっとり条例」が制定された。（平成 26 年 3 月 25 日制定・平成 28 年 3 月 28 日改正）

(2) 目的

同条例第 1 条に定められた同条例の目的は、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化していることが本県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国ととりの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、これらの者が連携協力して子育て支援等に取り組むために必要な事項を定め、もって女性が安心して子供を産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を、愛情を持って支える地域社会の実現に資することとされている。

(3) 基本方針

県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主は、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力することが基本事項の一つとして定められている（第 3 条）。

(4) 県の責務

県は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進することとされ(第4条)、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他必要な子育て支援等に関する施策を推進するものとされている(第11条)。

(5) 子育て王国とっとり推進指針

知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す子育て王国とっとり推進指針を定め、その策定時には、必要に応じて子育て王国とっとり会議の意見を聴くこととされている(第11条、12条)。

別表(第10条関係)

区分	施策の主な内容
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	<ol style="list-style-type: none">1 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。2 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。3 妊娠、出産、不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。5 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	<ol style="list-style-type: none">1 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援、子育て家庭への訪問その他の地域での子育てを支援すること。

	<p>3 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。</p> <p>4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。</p> <p>5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。</p> <p>6 保育所等において自他の命を大切にすることを育成する取組を充実させること。</p> <p>7 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。</p> <p>8 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。</p> <p>9 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。</p>
<p>安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策</p>	<p>1 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。</p> <p>2 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。</p>
<p>きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</p>	<p>1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。</p> <p>2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を促進すること。</p> <p>3 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。</p>

	<p>4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域において子育てに関わる青少年団体、公民館等の活動の支援及びそれを担う人材の育成等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。</p> <p>5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。</p> <p>6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。</p>
<p>特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p>	<p>1 貧困の状況にある子どもに対する学習の支援及びその家庭に対する孤立の防止その他の支援を行うこと。</p> <p>2 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</p> <p>3 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。</p> <p>4 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。</p> <p>5 障がい児が地域で安全かつ安心して生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。</p> <p>6 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</p>

3 「子育て王国とっとり推進指針」の策定

(1) 策定経緯

平成 25 年 3 月 27 日、国立社会保障・人口問題研究所が、2040 年（平成 52 年）の都道府県別推計人口を発表し、鳥取県の更なる少子化という社会的危惧が明らかになった。

また、平成 26 年 5 月に日本創成会議が発表した「ストップ少子化・地域元気戦略」において、「地方の人口減少の最大要因は大都市への若年層の流出であり、このままでは多くの地域が消滅する。」とされ、本県においても 13 町の消滅可能性都市があるとされた。

一方、本県では、平成 22 年度に「子育て王国とっとり建国宣言」を行い、子育て

支援施策を積極的に取組んできた。その結果、合計特殊出生率は、平成 20 年度の 1.43（全国 17 位）から、平成 25 年度には 1.62（全国 7 位）、平成 26 年度には 1.60（全国 8 位）、平成 27 年度には 1.69（全国 4 位）に回復するまでに至った。

このような状況の中、本県では平成 26 年 3 月に少子化危機の突破を目指し、今までの子育て支援施策の成果を基礎として、行政、事業主、県民等が一体となり、更に子育てしやすい鳥取県に発展していくための施策や計画的かつ総合的に実施するための枠組みを定める「子育て王国とっとり条例」を制定した。

この条例において、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、子育て支援等の施策の内容、実施方法等を示す子育て王国とっとり推進指針（以下「推進指針」という。）を定めることとされた（同条例第 11 条）。

なお、同推進指針は、子育て王国とっとりプラン（平成 22 年 3 月策定）の内容を受け継ぐものとして位置づけられる。

（2）基本方針

- ア 子どもの健全な成長のための最良の支援
- イ 役割の分担と連携協力
- ウ 個人の価値観の尊重
- エ 豊かな地域資源の活用

（3）役割分担（県の責務）

- ア 子育て王国とっとり条例に基づく基本方針にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進する。
- イ 子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努める。
- ウ 市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努める。
- エ 基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努める。

（4）子育て支援等 5 つの柱の推進

子育て支援等を実現するため、次の 5 つの柱に応じた取組みを推進していく。

- ア 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策
- イ 安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策
- ウ 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策

エ きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策

オ 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策

(5) 推進体制

子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議するため、子育て王国とっとり会議を設けることとされ、同会議が平成 26 年 5 月 25 日に設置された。以後、会議での意見も踏まえながら施策の推進がなされている。

第 2 子育て応援課の取組み

1 子育て応援課のこれまでの取組み

子育て応援課のこれまでの推進事業に関する取組みは以下のとおりである。なお、年度欄の<>には、合計特殊出生率が記載されている。

年度	取組み	内容
H19～ <1.47>	子育て応援パスポート事業の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中から 18 歳未満の子どものいる家庭へ交付。 ・H28. 9. 30 現在 発行枚数（累計）47, 492 枚 協賛店舗数 2, 471 店 ・H28 年 4 月から内閣府主導により始まった全国相互利用に参加。（H28. 10 月現在で神奈川県を除く 46 都道府県が参加）
H20～ <1.43>	婚活イベントメール配信事業の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活サポーターの行う婚活イベント情報について、出会いを望む登録会員にメール配信。登録者は 1, 500 人以上。
H21～ <1.46>	多子世帯に対する保育料軽減の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度（3 人同時在園）で第 3 子の保育料が無償化となった場合、第 1 子の保育料を 1 / 3 に軽減。
H22～ <1.54>	子育て王国とっとりプランの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく H22～26 年の 5 か年間の県の行動計画を策定。
	子育て王国鳥取県建国	<ul style="list-style-type: none"> ・H22. 9. 22 に建国を宣言
	とっとり子育て隊の結成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で自発的に子育て支援活動に取り組まれる個人・団体・企業の登録制度 ・H28. 10. 1 現在 個人 1, 076 人、 団体 73 団体、 企業 3, 563 社
H23～	小児医療費助成対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者の範囲を「就学前まで」から「中学校卒業まで」に拡大。

		<ul style="list-style-type: none"> 自己負担額は、通院 530 円／日上限（同一医療機関は月 5 回目以降無料。）、入院 1,200 円／日上限。
<1.58>	放課後児童クラブ助成の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 国の障がい児受入れ加算の対象とならない専門的知識を有する担当職員の加配への単県助成。
	病児・病後児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国基準に満たない小規模施設への単県助成。
H24～ <1.57>	保育士 1 歳児特別配置助成の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 国の配置基準を上回って 6 : 1 から 4.5 : 1 に配置する場合の助成について、保育職場の正職員化を進めるために、正規職員単価も導入。
H25～ <1.62>	不妊治療費の助成拡大	<ul style="list-style-type: none"> 国の定めた年度の助成回数の制限を撤廃。
	保育士 3 歳児特別配置助成	<ul style="list-style-type: none"> 3 歳児に対し保育士を国の配置基準 20 : 1 を上回って 15 : 1 以上配置した場合に助成。（1 歳児は 6 : 1 から 4.5 : 1）→3 歳児は、H27 から子ども・子育て支援新制度の加算に移行。
	事業所間婚活コーディネーター設置事業の開始	<ul style="list-style-type: none"> 出会いの機会を希望する事業所・サークル等の男女の小グループ同士を引き合わせる取組みを開始。
	子育て王国とっとり条例制定	<ul style="list-style-type: none"> H26. 3. 25 公布・施行。
H26～ <1.60>	中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業の開始	<ul style="list-style-type: none"> 少子化の危機にある中山間地域において、保育料の無償化等による子育て支援により若者の移住定住に取り組む市町村を応援。
	森のようちえん等への運営費助成モデル事業の開始	<ul style="list-style-type: none"> 森や里山を活用して通年型の野外保育を行う事業に対し、鳥取型の認証制度の創設を検討するためモデル事業を実施。
	男性の子育てしやすい企業支援奨励金を開始	<ul style="list-style-type: none"> 男性労働者に 2 日以上の子育て参加休暇（有給）あるいは 5 日以上の子育て休業を取得させ原職に復帰させた事業主に各 10 万円を支給。
H27～	とっとり出会いサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> 結婚を希望する者同士の 1 対 1 の引き合わせを行う「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」を設置。（H27. 12. 16～）
	中山間地域等の安心出産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 助産師による訪問、電話等による相談を実施するとともに、地域の助産師・産婦人科医院等の情報をまとめたマップを作成。

<1.65>	鳥取県野外保育推進事業	・H26 年度末に創設した「とっとり森・里山等自然保育認証制度」において認証された森のようちえん等の運営費を助成。
	病児・病後児保育普及促進事業	・H27. 4 月以降では、新設 5 施設（鳥取市（2 施設）、米子市、八頭町、日南町）、増床 1 施設（鳥取市）。
	第 3 子以降保育料無償化事業	・H27 年 9 月から、所得制限等の要件を設けずに第 3 子以降保育料を無償化。

（子育て応援課 参考資料「子育て王国鳥取県の取組」より）

2 子育て王国推進指針〔H28〕別添「事業一覧」

子育て王国推進指針で策定された子育て応援課の平成 28 年度事業は、以下のとおりである。

（単位：千円）

事業名		予算額
■希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策		
	とっとり婚活応援プロジェクト事業	30,515
	（新規）地域少子化対策重点推進交付金事業（とっとり出会いサポートセンター機能充実事業）	9,047
	（新規）地域少子化対策重点推進交付金事業（ライフプランを考える啓発セミナー等開催事業）	4,000
	子育て応援市町村交付金	21,000
	健やかな妊娠・出産等応援事業	7,734
	母子保健指導振興費	1,650
	不妊治療費等支援事業	185,578
	希望をかなえる妊娠・出産支援事業	4,573
	小児慢性特定疾病対策費	120,703
	未熟児等養育医療費	6,504
	健やかな妊娠・出産等応援事業（再掲）	(7,734)
■安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策		
	施設型給付費県負担金	1,741,910
	地域型保育給付費県負担金	103,220
	子育て拠点施設等整備事業	195,752
	子ども・子育て支援交付金	497,936
	届出保育施設等保育士資格取得支援事業	516

私立幼稚園運営費補助金（子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金）	71,870
子育て拠点施設等整備事業（再掲）	(195,752)
子育て応援市町村交付金（再掲）	(21,000)
放課後児童クラブ設置促進事業	91,906
病児・病後児保育普及促進事業	6,177
保育・幼児教育の質の向上強化事業	10,097
低年齢児受入施設保育士等特別配置事業	123,023
保育サービス多様化促進事業（乳児保育事業）	14,372
保育士確保対策支援事業	10,515
産休等代替職員費補助金	24,840
届出保育施設等保育士資格取得支援事業（再掲）	(516)
保育教諭確保等のための資格等取得支援事業	4,736
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	23,656
私立幼稚園施設整備費補助金	17,563
幼保連携型認定こども園大規模修繕事業補助金	1,233
中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	59,019
私立幼稚園保育料軽減事業補助金	5,253
保育料無償化等子育て支援事業	495,738
鳥取県野外保育促進事業	31,347
■安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策	
子育てしやすい環境整備促進（企業子宝率調査）事業	2,561
男性の子育てしやすい企業支援奨励金	3,500
■きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	
子育て王国とっとり推進事業	8,812
（新規）子育てっていいなキャンペーン（仮称）事業	15,036
■特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	
放課後児童クラブ設置促進事業（再掲）	380,903
子育て応援市町村交付金（市町村子育て支援員配置事業）（再掲）	(21,000)
私立幼稚園運営費補助金（再掲）	(71,870)
保育サービス多様化促進事業（再掲）但し、障がい児保育を含む	(132,449)
（新規）とっとり版ネウボラ推進事業	19,433
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	35,880
子ども・子育て支援交付金（実費徴収に係る補足給付を行う事業）	94

私立幼稚園保育料軽減事業補助金	5,253
保育料無償化等子育て支援事業（再掲）	(495,738)
中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	59,019
特別医療費助成事業（小児）	884,949
保育サービス多様化促進事業（障がい児保育）	118,077
私立幼稚園運営費補助金	416,204
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	9,173

第3 女性活躍推進課の取組み

1 女性活躍推進課のこれまでの取組み

女性活躍推進課のこれまでの推進事業に関する主な取組みは以下のとおりである。

事業開始	取組み	事業概要
H20～	労務管理アドバイザー（社会保険労務士）派遣	労務管理アドバイザーを事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、助成制度の紹介等を実施。
H24～	鳥取県男女共同参画推進企業への支援（就業規則整備支援コンサルタント派遣事業）	就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士を派遣し、改正事務等をサポート。 ・認定数：631社（H28.12末現在）
H26～	「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の発足（H26.7.10）	官民が連携して女性活躍に向け取り組むため、経済団体、労働団体、行政による連携組織として設置。
	男性の子育てしやすい企業支援奨励金	労働者に対して育児参加休暇及び育児休業等を取得させた事業主に対して奨励金を支給。 ・育児参加休暇 10万円 ・育児休業 10万円（+10万円の加算制度あり）
	「レディース仕事ぶらざ」の開設（県内3か所）	就職相談、スキルアップ研修の実施、育休産休代替の紹介などを行い女性の就業を総合支援。
	職業訓練生託児支援事業奨励金	鳥取県立産業人材育成センターが実施する職業訓練受講者に対し、訓練期間中の保育料の半額を支給。

		<ul style="list-style-type: none"> ・保育児童1人（月額2万円）、2人以上（月額3万円）上限
H27～	「イクボスとっとり共同宣言」の実施	<p>県内企業等にワーク・ライフ・バランスの浸透を図るため、経済団体、行政等トップ11名がイクボスを宣言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イクボス宣言企業数：250社（H29.3.15現在）
	輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度の創設	<p>鳥取県男女共同参画推進企業のうち、女性活躍推進のための人材育成や環境整備に取り組む企業・団体を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録数：72社（H28.12末現在）
	輝く女性活躍パワーアップ企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備支援助成金 女性の就業促進を図るための職場環境整備（更衣室、託児スペース等）に要する経費の一部を助成。（上限50万円） ・離職者正規雇用奨励金【H28拡充】 結婚、育児等の理由により離職した女性を正規の社員として再雇用した企業等に奨励金を支給。（20万円→30万円へ） ・女性活躍アドバイザー（社会保険労務士）派遣 女性活躍のための環境整備を行う企業に女性活躍アドバイザーを派遣し、職場環境改善のためのアドバイスの実施。
	建設業で働く女性の就労環境整備事業	<p>女性労働者（女性技術者・女性技能労働者等）のための環境整備に要する経費の一部を助成。（上限22万5千円/社）</p>
	今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業	<p>女性農業者の能力アップ、農業環境改善等の取組を支援し、女性の自立、経営参画を推進する取り組みを支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体（上限100万円）、個人（上限15万円）

（女性活躍推進課 資料「女性活躍に向けた取組」より）

2 子育て王国推進指針〔H28〕別添「事業一覧」

子育て王国推進指針で策定された女性活躍推進課の平成 28 年度事業は、以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算額
■希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	
男女共同参画推進企業認定事業	11,069
(新規) 女性活躍トップランナー事業	17,030
(新規) 地域における女性活躍推進事業	20,000
(新規) イクボス推進事業	996
■安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策	
男女共同参画普及啓発事業	5,943
男女共同参画推進企業認定事業 (再掲)	(11,069)
(新規) 地域における女性活躍推進事業 (再掲)	(20,000)
(新規) 女性活躍トップランナー事業 (再掲)	(17,030)
(新規) イクボス推進事業 (再掲)	(996)

第3章 監査の結果

第1 子育て応援課

1 とっとり婚活応援プロジェクト事業

(1) 事業の概要

未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつなげられるよう、出会いから交際までを総合的に支援する。

ア とっとり出会いサポート事業（「えんトリー」の運営）

(ア) 事業の概要

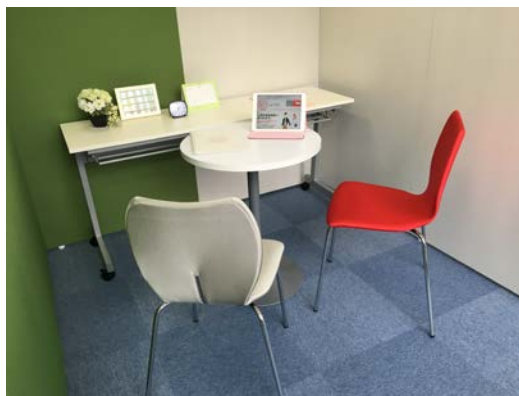
平成27年12月に「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」を鳥取市と米子市に開所し、平成28年3月から1対1のマッチング事業を本格稼働させた。入会登録料10,000円（2年間有効）の会員制マッチングシステム。20歳以上の独身の方で、県内在住者、県内勤務者、または鳥取県へ移住を希望される方が対象。「えんトリー」にてプロフィール情報を検索し、気になる相手への引合せを申し込むことができる。「えんトリー」は鳥取県が開設し、鳥取県の業務委託により一般社団法人鳥取県法人会連合会が受託運営を行っている。



(とっとりセンター玄関入口)



(えんトリーパンフレット)



(タブレットでの登録者閲覧コーナー)

(イ) 事業の成果指標と達成度合い

鳥取県元気づくり総合戦略の重要業績評価指標（K P I）では、「えんトリー」による成婚数を 80 組（H27～H31 年度）としている。平成 29 年 3 月 31 日時点の「えんトリー」の成婚数等の状況は、以下のとおりである。

本登録会員数	523 人（うち男性 325 人、女性 198 人）
カップル成立組数	195 組（延べ）
成婚報告組数	24 組

（子育て応援課 「平成 28 年度とっとり婚活応援プロジェクト事業について」より）

	登録者数	退会数	会員数	引合成立	カップル数	成婚数
27 年度	685 人	2 人	683 人	2 組	0 組	0 組
28 年度	474 人	634 人	-160 人	525 組	195 組	12 組
計	1,159 人	636 人	523 人	527 組	195 組	12 組

（「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の活動状況について」より）

(ウ) 予算額及び決算額

当初予算額：22,423 千円 決算額：20,695 千円

(エ) 監査の結果

a 事業の有効性について【意見】

重要業績評価指標（K P I）では、えんトリーによる成婚数を 80 組（H27～H31 年度）と設定しており、平成 29 年 3 月 31 日時点で 24 組の成婚があったとしている。しかしながら、実際にはえんトリーの会員同士による成婚数は半数の 12 組であり、残りの 12 組は会員と非会員による成婚である。

具体的に見てみると、K P I では、『1 対 1 の出会いの場「とっとり出会いサポートセンターえんトリー」による成婚数』を 80 組と設定しており、マッチング事業以外を事業成果に含めているとは考えられない。そもそも単独事業として予算計上がなされている以上、個別の業績評価指標が必要であり、そうした観点からも、純粋なえんトリー事業だけの業績評価を行い、運営実態を精査する必要があると思われる。

また、えんトリーの立上げ当初、入会登録料を 1 年間に限って無料にしており、平成 28 年 12 月末時点では 967 名もの登録者があったが、有料となる更新手続きを行わない会員が多数にのぼり、平成 29 年 3 月 31 日時点で会員数が 523 人にまで激減したとのことであった。登録料に比して、事業の魅力

を感じなかったこと等、そこには今後の事業運営を見据えた上で、重大な問題があったと考えられ、本来であれば、アンケートをとるなどしてその原因を分析し、今後の改善に繋げていくべきであったが、そうした対応はなされていない。

この他、平成 28 年 10 月に実施された「鳥取県の政策に関する県民意識調査」では、えんトリの認知度は 23.9%であり、制度自体の周知不足の課題も挙げられる。

こうした現状を考慮すると、現時点では少子化対策の事業として、本事業が有効に機能しているとは言い難い。今後、情報発信の強化に努めるとともに、改善を積み重ねて制度の使いやすさや魅力を高め、より多くの人たちが会員登録してこのマッチングシステムを利活用していくことが望まれる。

b 事業の効率性について【意見】

事業の費用対効果について検証するため、国が収集した他県での活動状況「結婚支援センターの設置状況」の提供を受け、費用対効果の測定を目的に検討したが各県のセンター設置年度の違いから県民の周知度の濃淡及び測定値の考え方の差異もあり、事業費と成婚数との相対的な比率など、単純に比較検討するにいたらなかった。しかしながら、税金を原資とした当該事業の目的は、結婚という最も個人的な問題をテーマとしていることから、税の使われ方及び公共性という観点から今後においても注視していく必要がある。

c 受託者の支出する経費（再委託に係る）について【指摘事項】

また、一般社団法人鳥取県法人会連合会への委託料については、実績報告書により、その用途について検討を行い、更に、とっとり出会いサポートセンター（鳥取センター）へ臨場し施設及び設備等についても聴取確認した。その支出のほとんどがとっとり出会いサポートセンターの事務所及びシステム等の維持管理に係る固定費となっており、明らかに不自然な支出は認められなかったが、システム管理費のうち、毎月継続的に支出されるえんトリブログ・ホームページ解析費（平成 28 年 11 月以降毎月 54,000 円）については契約書等が作成されていない為、委託内容の目的、仕様及び報告様式等が不明確であった。また、データ解析の頻度（毎月である必要性）及びその活用による効果についても検証が出来ていない。当該支出のように継続的に支出されるものについては、契約書を締結するのは当然ながら、その支出金額の妥当性、役務提供の内容及び活用方法についても明確化するよう指導すべきである。

次にえんトリー入会者調査及び集計・分析業務についても同様に契約書が締結されておらず、業務仕様の具体的内容、報告書の形式及び引き渡し日等について確認することが出来なかった。

当該事業の委託者である鳥取県は、受託者である一般社団法人鳥取県法人会連合会との間で締結したえんトリー（とっとり出会いサポートセンター）運營業務委託契約書第10条（再委託の禁止）の中で、委託業務の一部を再委託する場合は翻訳、通訳の類、印刷物のデザイン、パソコンのリースや会議室の借上げ等の軽微なもの以外については、鳥取県の承認を得ることが求められているが、上記ホームページの解析及びアンケートの集計分析業務について適正に鳥取県に承認を得ているかは疑問である。

イ 結婚に向けた出会いの機会等創出事業

（ア） 事業の概要

結婚に向けた出会いの場の創出を図る事業等、結婚支援に主体的に取り組む市町村に対し、その必要経費の一部を助成する。補助金の概要は、以下のとおりである。

対象者	市町村
対象経費	多様な出会いの機会の創出及び地域における結婚支援の機運醸成等が期待される、イベント等の開催に係る経費
補助率等	○単独市町村で実施する場合（申請主体：市町村） （補助率）1/2 （補助限度額）300千円 ○複数の市町村で広域的に実施する場合（申請主体：一部事務組合、広域連合） （補助率）1/2 （補助限度額）1,000千円

（子育て応援課「平成28年度とっとり婚活応援プロジェクト事業について」より）

（イ） 事業の成果指標と達成度合い

補助事業の実施状況は、以下のとおりである。なお、補助金の予算執行率は27.9%であった。

実施主体	参加人数	カップル成立数	補助金額
米子市	199人	22組	293,000円
境港市	90人	11組	178,000円
岩美町	36人	7組	300,000円
八頭町	57人	6組	187,000円
南部町	75人	5組	242,000円
合計	457人	51組	1,200,000円

(ウ) 予算額及び決算額

当初予算額：4,300 千円 決算額：1,200 千円

(エ) 監査の結果

a 補助金の交付目的について【意見】

本事業は、市町村が開催する婚活イベント等の経費を県が一部助成するものである。子育て王国とっとり条例及び子育て王国推進指針では、県と市町村等が連携協力を努めながら支援等を行っていくことが求められているが、本事業はまさに市町村との連携協力を図った事業である。

事業の実施主体は5市町で、51組のカップルが成立した。事業を通じて多くのカップルが誕生したが、県としては、このうち何組のカップルが成婚へと繋がっていくかが重要な問題である。この点について県の担当課に確認したところ、「カップルによっては連絡が取れなくなったり、イベント主催者からの追跡を嫌がる方がおられるため、その後の追跡調査ができておらず不明」とのことであった。しかしながら、補助金交付要綱第2条の交付目的には、「県がその必要経費の一部を助成することにより、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的とする」と規定されている。したがって、補助金を通じて最終的には成婚へと導き、未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることが補助金の真の目的であると思われる。

また、当該補助金は平成27年度から実施され、平成28年度及び平成29年度も引き続いて予算計上が行われている。このように毎年度の継続事業であるにも係らず、アンケート分析等、事業の効果検証は何ら行われていない。この点についても県の担当課に確認したところ、「事業の数も多く、日々の業務に追われてそこまで手が回らない」とのことであった。

以上のことからすると、本事業は補助金の交付手続きに終始し、本来の事業目的が満たされていないと考えられる。個人情報の問題等、確かに難しい面があるとは思われるが、やはり成立したカップルを中心に、市町村と連携を図りながらその後のフォローアップを行い、成婚へと繋げていく取組みが必要ではないだろうか。

補助金を支給するだけでなく、そうした取組みが子育て王国とっとり条例や子育て王国推進指針で要請されている本来の市町村との連携協力の在り方であり、また、そこでの成婚実績が本補助金の真の目的であると思われる。

b 実績報告書の記載について【意見】

八頭町の結婚に向けた出会いの場と創出を図る事業補助金の実績報告書に

よると、所要事業費の合計額 374,191 円が補助対象費となっているが、当該自治体から提出された実績報告書及び別紙の添付様式では、その他の収入の記載は無く、参加料の有無とその具体的用途及びイベントにおける委託料等の経費内訳は記載されていなかった。なお後日、提出された八頭町保管の諸資料により、支出内容の検討した結果、補助金の交付に問題は認められなかった。もとより、当該補助金の交付要綱によれば、補助対象経費の範囲について具体的に規定されており、補助対象事業の具体的な支出内容が記載されていない実績報告書は記載不備と言わざるを得ない。担当課では、補助金交付事業であることを鑑み、実績報告書の検査において、補助対象経費の判定における諸資料の提出や事業全体の収支の記載を補助対象者に求める必要があることから、実績報告書の適正な記載について指導されたい。

(補助対象経費の範囲)

2 補助対象経費
(1)・・・省略・・・
(2) 次に掲げる事業又は経費については、 <u>補助対象としないものとする。</u>
ア～ウ ……省略…
エ 飲食又は宿泊を伴う企画における参加者及びスタッフの飲食費並びに宿泊費
オ 参加者の飲食代がイベント体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料
カ 参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品もしくはそれに準ずるもの

補助金交付要綱第3条2項関連別表「第2欄」を抜粋

(婚活イベント内容)

イベント名	イベント 支出内容	支出先	支出金額	補助対象経費	補助金の額(補 助率1/2)
イベント①	パーティー で交流	R	181,144 円	181,144 円	省略
イベント②	B B Q で 交流	B	161,047 円	161,047 円	省略
計			342,191 円	342,191 円	171,000 円

(八頭町から提出された実績報告書の添付資料抜粋)

ウ 婚活イベント情報メール配信事業

(ア) 事業の概要

婚活イベントを企画・実施する民間企業・団体等を「とっとり婚活サポーター（婚活イベント団員）」として登録し、婚活イベント団員が開催する婚活イベントの情報を、出会いの機会を望む独身者（現在登録者数：約1,700名）に対しメール配信を行う。なお、情報発信の運營業務は、S株式会社に業務委託している。

本県では、平成20年度から婚活事業をスタートさせているが、本事業はその最初の事業として行われたものであり、現在まで継続して実施されている。

(イ) 事業の成果指標と達成度合い

鳥取県元気づくり総合戦略の重要業績評価指標（KPI）では、出会いイベントの開催数について、策定時186回（H26年度）に対し、目標値250回（H31年度）、また、出会いイベントの参加者数について、策定時3,375人（H26年度）に対し、目標値5,000人（H31年度）としている。これは、他の同種の事業も含めての数値である。

現在までの実施状況は、以下のとおりである。

区分 (年度)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
イベント団員数（人）	8	20	37	42	47	55	72	62	71	—
実施イベント数（人）	14	44	52	114	154	138	187	195	213	1,111
参加人数（人）	404	1,311	1,529	3,180	5,206	1,979	3,960	3,498	3,867	24,934
カップル成立数（組）	15	87	114	227	230	209	338	334	591	2,145

（子育て応援課「平成28年度とっとり婚活応援プロジェクト事業について」より）

(ウ) 予算額及び決算額

予算額：324千円 決算額：324千円

(エ) 監査の結果

特に意見・指摘事項はない。

エ 婚活イベント開催助成事業

(ア) 事業の概要

多様な出会いの機会の創出が期待される婚活イベントに対し、開催経費の一部を助成する。なお、平成28年度からは、単なる出会いの場ではなく、より効果的なマッチングを期待して、新たに「趣味」や「学び」と関連づけたイベント等を実施する団体にも補助金を交付することとしている。この補助金（「婚活イベント開催事業補助金」）の概要は、以下のとおりである。

対象者	非営利団体、協同組合等	
対象経費	広く参加者を募集し、出会いの機会の創出を図るイベントの実施に係る経費。	同一の参加者で3回以上の「趣味」や「学び」の講座等を併催するイベントの実施に係る経費
補助率等	(補助率) 10/10 (補助限度額) 300千円 (補助回数) 1団体1回まで	(補助率) 10/10 (補助限度額) 200千円 (補助回数) 1団体3回まで

(子育て応援課 「平成28年度とっとり婚活応援プロジェクト事業について」より)

(イ) 事業の成果指標と達成度合い

補助事業の実施状況は、以下のとおりである。なお、補助金予算の執行率は51.6%であった。

実施主体	イベント概要	参加人数	カップル成立数	補助金額
I 協議会	自然豊かな智頭町で、廃校となった小学校を活用しての「婚活参加者」対「主催者メンバー」の鬼ごっこ、バーベキューを開催。それらをとおして絆を深め、カップル成立へと誘う。	60人	10組	300,000円
NPO 法人A	温泉地において地酒と蟹を楽しみながらコミュニケーションをとり、カップル成立へと誘う。	21人	7組	300,000円
NPO 法人M	和と洋のテーブルマナーや振る舞いを講座で学び、住職による説法と写経を行い自分の心を見つめた後	62人	2組	526,000円

	に、交流会を実施し、参加者自信を成長させると共に、出会いの場を提供する。 ※3回の連続イベント			
鳥取 S 実行委員会	スポーツをしながら行う婚活イベント。会話も自然と生まれやすく、仲が深まりやすい。参加する男性を固定。事前にセミナー受講し、複数のイベントを短期でこなすことで、実践力を高め、より多くのカップル成立数を目指す。	32 人	8 組	284,000 円
NPO 法人 M A	赤ちゃんのお世話を通して、普通の婚活パーティーでは聞きづらい結婚観を聞き出し、将来を見据えたパートナーを探す。	28 人	4 組	70,000 円
I 商工会青年部	コミュニケーション能力等に係るセミナーを実施後、交流とカップリングイベント（BBQ）を実施する。 ※3回の連続イベント	50 人	1 組	533,000 円
計		253 人	32 組	2,013,000 円

(ウ) 予算額及び決算額

予算額：3,900 千円 決算額：2,013 千円

(エ) 監査の結果

a 目的数値である成婚数の把握について【意見】

「イ 結婚に向けた出会いの機会等創出事業」での「意見」と同様に、本事業でも 32 組のカップルが成立しているが、その後の追跡調査ができておらず、状況把握はなされていない。この補助金交付要綱第 2 条の交付目的にも、「必要な経費を助成することにより、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的として交付する」と規定されている。したがって、事業後のフォローアップを行い、成婚へと繋げる取組みを検討していくことが必要であると思われる。

また、当該補助金は平成 25 年度から毎年度実施されており、特に今年度においては、よりマッチング効果を高めることを目的として、新たに「趣味」

や「学び」と関連づけたイベント等を実施する団体にも補助金を交付することとしている。この新要件の補助金は1団体当たり3回まで補助が受けられるため、他の要件の補助金よりも高額な支給となった。しかしながら、交付目的や支給金額に反して、カップル成立数が他の要件支給のものを下回る結果となっている。この新要件の補助金は、2団体に対して、それぞれ526,000円と533,000円が支給されたが、カップル数は2組と1組に留まった。従来からある要件支給のものでは、70,000円の補助金で4組のカップルが成立するなど、全体的に高い効果がでている。

こうした現状を踏まえ、アンケート等で原因分析を行い、改善策を踏まえた上で翌年度に繋げていくべきであるが、「イ 結婚に向けた出会いの機会等創出事業」でも触れたように、事業の効果検証は行われていない。したがって、平成29年度においても、新要件での補助金予算は、支給団体数が最大で5団体から3団体へと縮小はなされているものの、要件自体は変わっていない。本事業のように同様の事業に継続して補助金を支給する場合、事業の効果を高めるために毎年度事業の評価を適切に行い、当該評価に基づいて翌年度の内容を検討していく必要がある。

この点について、県の担当課へのヒアリングでは、事業数が多く日々の業務に追われてそこまで手が回らないとのことであった。しかしそれが実態であるならば、事業数の縮減も視野に業務の見直しを行い、一つ一つの事業が疎かにならず、適切に事業成果が上がっていくような体制を整えていくべきであると思われる。

2 地域少子化対策重点推進交付金事業（とっとり出会いサポートセンター機能充実事業）

(1) 事業の概要

「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」において、従来からの結婚を希望する者同士のマッチング事業に加え、登録者向け研修、事業所間での出会いの機会の創出、結婚に対する機運醸成フォーラムの開催など、えんトリーを中心とした更なる効果的な結婚支援の取組みを行い、結婚支援施策の一層の推進を図る。

当該事業は、一般社団法人鳥取県法人会連合会に業務委託している。

ア 婚活スキルアップ研修開催事業

(ア) 事業の概要

有識者からの声や県民のアンケートによると、今後、結婚に対する取組みの中で解決すべき課題の一つとして、「未婚者の婚活力の底上げ（交際時のコミュニケーション能力等の不足解消）」が挙げられている。

そこで、県内未婚者の婚活力の底上げを目的として、えんトリー登録者を対象としたスキルアップセミナーを開催する。

(イ) 事業の成果指標と達成度合い

業務委託仕様書では、委託業務の内容を次のように定めている。

テーマ	身だしなみやマナー、自己PR方法等の出会い機会を活かすノウハウの習得
研修の開催規模	・ 1回×100～200人程度／1回（第1回） ・ 11回×20人程度／1回（第2～12回）

事業の実施状況は、以下のとおりである。

	セミナー内容	開催場所	参加者数
第1回	好感度を高めるための第一印象力（女性向け）	鳥取市	19人
第2回	好感度を高めるための第一印象力（男性向け）	鳥取市	19人
第3回	第一印象のオーラの作り方（男性向け）	米子市	10人
第4回	会ってみたいくなる自己PR・会話が弾む話題選び（男性向け）	鳥取市	17人
第5回	第一印象のオーラの作り方（女性向け）	米子市	10人
第6回	好感度を高めるための第一印象力（女性向け）	鳥取市	6人
第7回	好感度を高めるための第一印象力（女性向け）	米子市	7人
第8回	お相手が会ってみたいくなる自己PRの書き方（男性向け）	米子市	10人
第9回	好感度を高めるための第一印象力（女性向け）	倉吉市	7人
第10回	好感度を高めるための第一印象力（男性向け）	倉吉市	10人
第11回	プロカメラマンが教える自撮テクニック講座（男性向け）	鳥取市	10人
計	—	—	125人

(ウ) 予算額及び決算額

予算額：882千円 決算額：609千円

(エ) 監査の結果

a 開催規模（人数）に満たない参加者数について【意見】

基本的に、イベントの成否については、参加人数を一つの尺度としてと

らえている。当該イベントの開催における参加者は、各回とも仕様書に定める 20 人規模にみたさず、予定する成果をあげたとは言い難い。定員予定数を下回る参加者となったことの原因（広報のあり方、イベント内容のあり方）等を更に分析検討し、費用対効果を念頭に単に開催回数の実績に満足することなく、参加者ニーズを満たすイベントとなるような企画としていただきたい。

イ 事業所間婚活コーディネーター設置事業

(ア) 事業の概要

有識者からの声や県民のアンケートによると、今後、結婚に対する取組みの中で解決すべき課題の一つとして、「職場内の職員数の性別の偏り等による出会いの機会の減少」が挙げられている。

業種により、男性が多い職場、女性が多い職場、そもそも異性との出会いが少ない職場等、様々なミスマッチが生じているため、異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターを配置し、既存の人間関係を越えた出会いの機会を創出することで、出会いのミスマッチの解消を図る。

(イ) 事業の成果指標と達成度合い

業務委託仕様書では、委託業務の内容を次のように定めている。

エントリーシート の作成	コーディネートの基礎情報となるシートを作成する。
エントリーシート の配布・収集	・応募用紙付きチラシの作成・配布・回収 ・専用WEBフォームの作成・配信・受付 ・エントリーシートの配布・回収
応募者同士の 引合せ	エントリーシートに基づき、応募者のニーズ合わせを行い、 応募者同士のコーディネートを行う。
事業広報	事業所等に広報し、周知及び利用促進を図る。

事業の実施状況は、以下のとおりである。

エントリーグループ数	134 グループ (367 名) ・男 81 グループ (221 名) ・女 53 グループ (146 名)
小規模交流会 (1 グループ対 1 グループ)	開催：34 回 参加者数：163 名

	カップル数：0組
大規模交流会 (多グループ対多グループ)	開催：3回 参加者数：74名 カップル数：9組

(ウ) 予算額及び決算額

予算額：6,000千円 決算額：6,000千円

(エ) 監査の結果

特に意見及び指摘事項はない。

ウ 結婚機運醸成フォーラム（とっとり婚活必勝フェスタ）開催事業

(ア) 事業の概要

有識者からの声や県民のアンケートによると、今後、結婚に対する取組みの中で解決すべき課題の一つとして、「若者の結婚に対する価値観の変化及び地域の中の結婚を応援するという機運の醸成」が挙げられている。

結婚を希望する者が、より早期に成婚へと結びつくことができるよう、「とっとり婚活必勝フェスタ」を開催し、現在の婚活事情についての講演や、分科会の開催等を通じて、地域全体で結婚に向けて支援するという機運の醸成を図る。

(イ) 事業の成果指標と達成度合い

業務委託仕様書では、委託業務の内容を次のように定めている。

開催規模	延べ1,000人程度を想定
開催時期等	平成28年7月の週休日1日×1会場（鳥取市内）
プログラム案	<p><講演> 現在の婚活事情等についての基調講演</p> <p><分科会> 独身者向け、企業向け、家族向け、イベント主催者向け、えんとりー出会いサポーター向け</p> <p><ブース> えんとりー登録・相談会 市町村等活動紹介 ファッションやヘアメイクのアドバイス・レッスン ウェディングドレス試着会 等</p>

事業の実施状況は、以下のとおりである。

参加者数	延べ約 1,100 人
開始時期等	平成 28 年 7 月 18 日 とりぎん文化会館（鳥取市尚徳町）
プログラム	<p><講演> えんとりーの現状説明</p> <p><分科会> （企業労務担当者向け）： 「アンガーマネジメントと若者との接し方」 （企業向け）： 「未婚者の婚活状況とその対応」</p> <p><トークイベント> 「ステキな出会いにつながるライフデザイン」 ～理想のパートナーに出会うための「婚活の地図」 の作り方～</p> <p><実践講座> （独身男性・独身女性向け） ・「男女モデルが着せ替え！見て分かる実践コーディネート講座」 ・「プロカメラマンが教える自撮りテクニック講座」</p> <p><えんとりー相談会> 未婚者、未婚者家族対象登録相談会</p> <p><パネル展示> えんとりーの現状、市町村の婚活の取組み</p> <p><自分磨き体験イベント> ヘアメイク、マッサージ、ファッションコーディネート、ウェディングドレス試着等、全 12 種類の自分磨き体験ができるブースを設置</p>

(ウ) 予算額及び決算額

予算額：2,036 千円 決算額：2,172 千円（事業間予算流用により対応）

(エ) 監査の結果

特に意見及び指摘なし。

3 地域少子化対策重点推進交付金事業（ライフプランを考える啓発セミナー等開催事業）

(1) 事業の概要

鳥取県では、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へつなげられるよう、平成 20 年度から結婚支援事業を開始している。当該事業として、婚活イベント情報のメール配信、婚活イベント開催経費の一部助成のほか、平成 27 年度には婚活支援事業の一層の推進を図るため、1対1のマッチング（お見合い）事業を行う、えんと

リー（とっとり出会いサポートセンター）を開設した。

未婚化・晩婚化の背景には、若者の結婚観や家族観等の変化（結婚により自由な時間がうばわれる、結婚への良さを感じない等）が課題としてあるものと思われる。

そのような課題を解消し、状況を打開するため、本個別事業は、上記に挙げた施策や地域資源、実際に結婚し子育てをしている人の声などを若者に周知するとともに、自らのことに置き換え、将来のライフプランについて具体的なイメージを作ることで結婚や家庭を持つことに対する前向きな価値観を喚起することが必要である。

ア ファイナンシャルプランナーによる出前講座

（ア） 事業の概要

資金面での将来設計が可能なファイナンシャルプランナーが、高等学校等の学生を対象とし、具体的な将来設計案による講演を行うことを通じ、県内の子育て環境の充実度、都会と比較した将来にわたる収支状況等の鳥取県の子育て環境の魅力を伝え、将来、鳥取県内で就職し、子育てすることについての動機付けを図るもの。

高等学校、大学、専門学校等の学生を対象とし、東部地区、中部地区、西部地区の3地区に分かれて、出前講座を17回（参加者698人）行っている。

- ・東部地区 7回 506人
- ・中部地区 9回 171人
- ・西部地区 1回 21人

3地区は個々のファイナンシャルプランナーが、平成28年5月9日に随意契約で契約されているが、精算は実績額で行われているため予算額486,000円に対して実績金額275,400円となっている。

イ 結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー

（ア） 事業の概要

少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化を解消するため、県内の学生等に対してライフプランを考える啓発セミナーを開催し、就労や結婚、妊娠・出産・子育てなど、ライフプラン全体にかかわる知識や常識を提供するとともに、ワークショップ等を通じて、結婚や家庭を持つことになる具体的なイメージを抱き、自らが希望する人生設計について意識啓発を図るもの。

鳥取県は、結婚情報誌等で実績のある株式会社Rと平成28年5月17日に「ライフプランを考える啓発セミナー開催業務委託契約書」（以下、「業務委託契約書」という。）を締結している。

この業務委託契約書の業務委託仕様書では、業務内容として「県内大学生を対

象としたライフプランを考える啓発セミナーを企画・実施すること」となっており、実施回数も3大学×3回の合計9回行うこととなっている。

しかし、平成29年3月31日に株式会社Rから提出された「ライフプランを考える啓発セミナー開催業務委託に係る実施報告について」では、啓発セミナーの開催は2回であり、委託料も1,192,406円と大幅に減額されている。

(イ) 予算額及び決算額

予算額：4,000千円 決算額：1,467千円

(ウ) 監査の結果

a 契約書の作成について【指摘事項】

鳥取県と株式会社Rの業務委託契約書は委託料が3,488,400円であり2,295,994円の減額が行われているが、委託料を減額する変更契約書が作成されていない。

b セミナー対象者について【指摘事項】

業務委託報告書の実績によると、2回のセミナーのうち1回は社会人に対して実施されている。業務委託契約仕様書では対象者は大学生となっているにもかかわらず、社会人を対象としたセミナーを行っている。

県の担当者の説明では、大学生を対象とする開催日程が困難であったため、やむなく新卒者を対象者として判断し社会人を対象とした開催となったとの説明を受けた。業務委託契約のセミナー対象者を仕様書に定められている対象者でない者にセミナー行い、開催実績としてカウントすることは単なる数合わせと言わざるを得ない。セミナーの開催趣旨及び目的を考えると安易に対象者を変更すべきではなく、当該セミナーの開催は実施すべきではないと認められる。

c 業務完了報告書について【意見】

業務完了報告書は、平成29年3月31日付で作成されており、添付されている御見積書も平成29年3月31日で作成されている。

御見積書は本来の見積書として使用したのではなく内訳書として添付してあるとの説明であるが、大学生を対象に行っているセミナーであるため大学の講義等に組み込めないことが分かった時点で変更契約書等により業務変更を行うべきであり、業務完了日を平成29年3月31日とすべきではない。

d 業務委託の協議について【意見】

業務委託仕様書の5業務内容(1)セミナー内容のエ「実施する内容については、県等との協議の上、最終的に決定すること。」となっており、今後はよく協議して業務委託の変更等を行う必要があると考える。

参考：ライフプランを考える啓発セミナー開催業務委託契約書

ライフプランを考える啓発セミナー開催業務委託契約書



鳥取県（以下「甲」という。）と株式会社 R （以下「乙」という。）とは、ライフプランを考える啓発セミナー開催業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別紙1「業務委託仕様書」のとおりとする。

2 乙は、業務委託仕様書に定めるほか、甲と協議し、委託業務を実施する。

（委託期間）

第3条 この委託業務の実施期間は、平成28年5月17日から平成29年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、金3,488,400円（うち消費税及び地方消費税に相当する額258,400円）を乙に支払うものとする。

（以下省略）

業務委託仕様書

- 1 委託業務の名称
ライフプランを考える啓発セミナー開催業務委託
- 2 委託期間
契約日から平成29年3月31日まで
- 3 委託業務の目的
少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化を解消するため、県内の大学生に対してライフプランを考える啓発セミナーを開催し、就労や結婚、妊娠・出産、子育てなど、ライフプラン全体にかかわる知識や情報を提供するとともに、ワークショップ等を通じて、結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージを抱き、自らが希望する人生設計についての意識啓発を図る。
- 4 事業計画書の提出
本業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、事業開始までに実施体制やスケジュール、事業内容等を記載した事業計画書を提出すること。
- 5 業務内容
次の（1）～（7）に基づき、県内大学生を対象としたライフプランを考える啓発セミナーを企画・実施すること。
 - (1) セミナー内容
 - ア 結婚や家庭を持つことに対し前向きな価値観を喚起するものとし、就労や恋愛・結婚、妊娠・出産、子育て等、ライフステージごとの様々な情報を提供することにより、タイミングを逃さず自らが希望する生き方ができるよう人生設計を考えさせる内容とすること。
 - イ 人生の選択は個人の自由任されるものであることに配慮すること。
 - ウ 各大学の特色や状況等にあわせた内容とすること。
 - エ 実施する内容については、県等との協議の上、最終的に決定すること。
 - (2) 実施回数
9回（実施の目安：3大学×3回）
※実施大学は県が別途指定する。
 - (3) 配付資料、副教材等の作成
セミナーを効果的にかつ円滑に実施するため、配付資料、副教材等を作成すること。なお、作成にあたっては、別添「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に立った表現～」を踏まえた内容とし、必要に応じて県担当課の確認を受けること。
 - (4) 講師の選定等
 - ア 講師の選定及び手配は、受託者で行うこと。
 - イ 講師の選定にあたっては、県と協議の上、最終的に決定すること。
 - (5) アンケートの実施
 - ア セミナー終了後は、参加者に対して、満足度、意識の変容等にかかるアンケートを実施すること。
 - イ アンケートの具体的内容については、県と協議すること。
 - (6) 業務実施体制
業務実施責任者を配置し、適正に事業を実施する体制を構築すること。
 - (7) 実施報告書作成及びアンケート集計
各セミナー終了後、実施報告書を作成し、アンケート集計結果とあわせて速やかに県へ提出すること。
- 6 協議
受託者は、必要に応じて、県と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。

4 子育て応援市町村交付金

(1) 事業の概要

創意工夫を行い地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に主体的に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村の取り組みを支援、促進する。

事業主体は市町村で、交付率は2分の1以内。

市町村別基準限度額は、市8,000千円、町村5,000千円。

限度額の範囲内であれば、変更申請も増額補正で対応可能。

「子育て王国とっとり条例」の推進に資する子育て支援事業で、県の指定事業を除き、原則、新規または拡充事業とする。

ア 対象となる事業分野

- (ア) 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する事業
- (イ) 安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する事業
- (ウ) 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する事業
- (エ) きずなを強め地域みんなで行き届く子育てを支援する事業
- (オ) 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する事業
- (カ) 地方創生に関する施策

イ 交付金支給基準等

各市町村に交付する本交付金の額は、次に掲げる経費（基準単価がある場合は基準単価を上限とした額）の合計額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）以下とする。

ウ 交付限度額

市町村別基準限度額は、市8,000千円、町村5,000千円。

1事業分野あたりの基準限度額は市1,600千円、町村1,000千円。

ただし、重点を置いて取り組む事業分野については、市町村別基準限度額の5割の範囲内の額を基準限度額とする（ただし、地方創生に関する施策については適用しない。）。

エ 基準単価のある事業

(ア) 市町村子育て支援員配置事業

主に保育所に、子育てに不安や課題を抱える家庭を訪問するほか、専門機関等への連携を支援するなど、地域の子育て家庭を広域的にサポートする子育て支援員を配置

基準単価：市町村保育担当課内配置 2,300 千円／1人
保育所内配置 1,900 千円／1人

(イ) 子育て力向上支援事業

保育所や幼稚園を利用する保護者の保育者体験を推進することで、子どもの育児や保育に関する保護者の理解を促進して親の子育て力を高めるとともに、保育所等の保育・教育の質の向上を図る。

1園当たり 100 千円

(ウ) 金銭給付を伴う事業

1事業当たりの限度額は、市 800 千円、町村 500 千円。

(ただし、地方創生に関する施策については適用しない。)

オ 報償費の取扱いについて

報償費の算定基準額は1事業あたり（講習会事業等、年に複数回実施するものは1回あたり）100 千円を上限とする。

カ 主な対象外事業・経費

(ア) 国、県その他団体等からの補助金等助成を受けている事業、委託されている事業

(イ) 県から市町村に移管した事業

(ウ) 施設や設備の整備、修繕を伴う事業

(エ) 特定事業の職員人件費（非常勤職員、臨時的任用職員等。）以外の人件費（報償費は1事業あたり 10 万円上限）

平成 28 年度の交付決定額は 18 市町村 20,290 千円で、決定額は 17,664 千円となっている。

内容は各市町村によりまちまちであるが、上記の対象事業分野で示したとおりの事業に交付するとしているが、対象とする事業が抽象的であるため、他の助成金等と重複しないか疑問である。

(2) 予算額及び決算額

予算額：21,000 千円 決算額：17,664 千円

(3) 監査の結果

ア チャイルドシート購入助成について【意見】

3市町からチャイルドシート購入助成事業が計上されているが、県内では他の市町村でもチャイルドシート助成を行っており、対象となるものとして周知すべきではないかと考えます。

イ 出産祝い金助成金【意見】

出産祝い金助成金（金銭ではなく記念品等も含む）も県内では多くの市町村が行っており、対象となることを周知すべきだと考えます。

ウ 事業の周知等【意見】

今回1町だけ申請していないが、子育て助成としてファミリーサポートセンター事業等の対象事業分野の事業も行っており、交付対象となる事業分野を明確にすべきだと考える。

各市町村は独自で行っている事業も多いため抽象的な事業分野となっていることも理解できるが、明確な例示等を加えて事業分野を示すべきではないかと考える。

《参考：鳥取県HP ファミリーサポートセンターより》

● 地域の子育て助け合いをサポート

ファミリーサポートセンター

会員相互で子育て応援

子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、手助けをしたい人(提供会員)のネットワークを作り、地域の中で子育てについて助け合う組織です。

決められた利用料(1時間500～800円)で、保育所へのお迎えや一時的な預かりなどの利用ができます。県内では現在16市町村で設置しています。(※)で設置しています。

※鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・南部町・大山町・日南町

5 健やかな妊娠・出産等応援事業

(1) 事業の概要

地域で切れ目ない妊娠・出産支援の強化、妊娠に適した時期等の正しい知識の普及啓発を図り、安心・安全な妊娠・出産支援、及び希望する妊娠・出産・子育てに取り組むことができるよう支援の充実を図る事業で、次の事業内容に分けて取り組んでいる。

ア 女性の健康づくり支援事業

事業主体は県の福祉保健事務所及び福祉保健局が行っており、思春期から更年期に

至る女性等を対象としている。

各ライフステージに応じた健康教室の開催を目的としており、保健師・助産師等が学校・公民館等へ出向き健康教育を行っている事業である。

イ 女性健康支援センター事業

事業主体は県の福祉保健事務所及び福祉保健局が行っており、思春期から更年期に至る女性等を対象としている。

女性の心身の健康に関し気軽に相談ができる体制を整えるとともに、多岐にわたる相談対応ができるように相談員の相談対応能力の向上を目指すことを目的としている。

活動内容は、健康相談・支援体制の整備やチラシ配布等の広報活動を実施している。

ウ 未来のパパママ育み事業

事業主体は県で、一般社団法人鳥取県助産師会への委託事業である。

中学生・高校生の若い世代に結婚・妊娠等に関する知識・情報を提供し、自分のライフプランを描き、将来観となるための自覚と子育てへの関心・理解を深め、結婚・子育てに希望を持つことができるようにすることと、若年で結婚・出産する者にとっては高等学校等が教育を受ける最後の機会といえる。妊娠、出産、子育てを行う際に生じる様々な不安、悩み、負担感を解消する方法、相談先を理解することにより、虐待事案の再発防止を図ることを目的としている。

事業としては、助産師が学校に出向き、手作り教材で妊娠・出産に関する知識やライフプランを作成し将来親になるために備えることを学ぶ出前事業の実施や、高等学校等の授業で使用する副教材として、子育てに係る啓発パンフレットを配布することとしている。

エ 今から始める！いつかはパパママ事業

事業主体は県で、一般社団法人鳥取県助産師会への委託事業である。

大学・短大・専門学校・企業・地域等 20～30 歳代の男女等を対象に出前講座を実施することを目的としている。

また、企業に向けての啓発活動等の実施を行っている。

オ 思春期世代支援事業

「思春期ピアカウンセラー活動支援事業」と「思春期からの悩み支援事業」の事業を、鳥取大学に委託している。

(2) 予算額及び決算額

予算額：7,734千円 決算額：6,234千円

(3) 監査の結果

「未来のパパママ育み事業」と「今から始める！いつかはパパママ事業」は、どちらも随意契約で一般社団法人鳥取県助産師会へ毎年委託しているが、広報活動等でありプロポーサル方式による契約も可能ではないかと考えるが、この事業は助産師でないと説得力に欠けるものとなること、他県でも助産師会に委託しているところが多い実情を考えると、助産師会に随意契約することは合理的であると考えます。

「思春期ピアカウンセラー活動支援事業」と「思春期からの悩み支援事業」もカウンセリングを伴う特殊な事業で、対象は中学・高校生等の思春期以降の若者等であり、鳥取大学医学部保健学科しか行うことができない講演や啓発活動であるため、随意契約することは合理的であると考えます。

特に意見及び指摘はなし。

6 母子保健指導振興費

(1) 事業の概要

母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、及び県内一律の母子保健水準を保ちつつ質の向上を図るため、母子保健に関する課題を明らかにし、母性並びに乳幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の施策を推進する。また、各種母子保健に関する研修、講習会等へ参加し、母子保健事業従事者の質の向上を図ることを目的とした事業である。

ア 母子保健諸費

事業主体は県で、「母子保健に関する諸会議に要する経費」、「資料損母子保健事業広域調整等に要する経費」、「母子保健に関する研修会、会議等開催及び参加経費」及び「母子保健事業功労者知事表彰に要する経費」を支払っている。

イ 母子保健推進体制整備事業

鳥取県健康対策協議会への委託事業である。

鳥取県健康対策協議会は、県民の健康保持増進に寄与することを目的に鳥取県医師会、鳥取大学医学部、鳥取県の三者が一体となって設立した組織である。

鳥取県における母子保健事業を効果的に推進、格差のない母子保健事業が展開されるように、専門的な見地から適切な助言指導を行うための検討・協議を行う。

鳥取県母子保健対策協議会を年1回開催するほか、乳幼児健診マニュアル見直し小

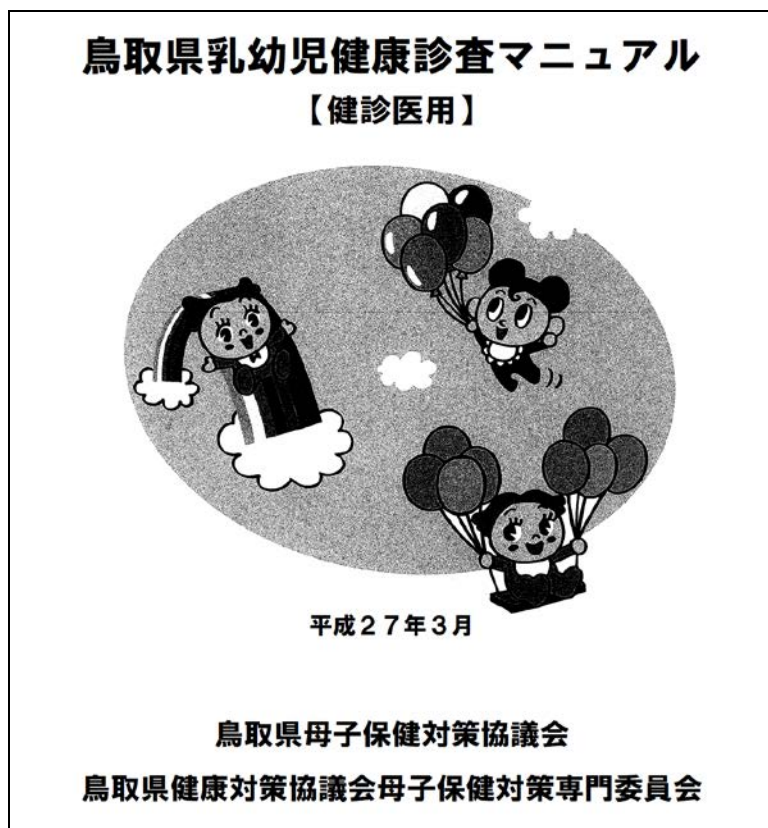
委員会、乳幼児健診マニュアル講習会を行っている。

(2) 予算額及び決算額

予算額：1,411 千円 決算額：522 千円

(3) 監査の結果

母子保健に関する研修会への出席や小冊子等の作成のための予算であるが、28 年度は鳥取県中部地震の影響もあり開催出来ていない会議等もあったが、やむを得ない事情と認められることから、特に意見及び指摘すべき事項はない。



7 子ども・子育て支援交付金

(1) 事業の概要

市町村が、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する事業。

根拠法令は、子ども・子育て支援法第 59 条、第 67 条で、国・県・市町村それぞれ 1 / 3 を負担している

ア 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

事業名	事業概要
(1)利用者支援事業	子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等とともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
(2)延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する。
(3)実費徴収に伴う補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する。
(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。
(5)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を与える。
(6)子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。
(7)乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う。
(8-1)養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。
(8-2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。
(9)地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
(10)一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

(1 1)病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する。
(1 2)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
(1 3)妊婦健康診査	妊婦への健康診査として、健康状態把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

なお、国の支援対象外となるものについては、県で独自の支援等を行い補完するなど、子育て環境の充実に努めている。

(2) 予算額

554,824 千円（国交付要綱に基づいて国が交付する額と同額（国、県ともに負担割合は1／3）を県が交付。）

事業名	補助額(千円)
(1)利用者支援事業	14,048
(2)延長保育事業	43,570
(3)実費徴収に伴う補足給付を行う事業	94
(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1,466
(5)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	288,997
(6)子育て短期支援事業	2,331
(7)乳児家庭全戸訪問事業	6,980
(8-1)養育支援訪問事業	4,814
(8-2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1,402
(9)地域子育て支援拠点事業	92,439
(10)一時預かり事業	42,165
(11)病児保育事業	45,473
(12)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	11,045
(13)妊婦健康診査	—

※ (13)妊婦健康診査は交付税措置されるため予算措置なし。

※ 平成27年度まで別事業（放課後児童クラブ設置促進事業）で予算措置されていたが、平成28年度より（5）放課後児童健全育成事業に移行。

(3) 監査の結果

交付金交付要綱に沿って適正に申請、実績報告が行われているかについて、交付要綱、交付申請書、実績報告書等関係書類を閲覧したところ、特に指摘すべき事項はなかった。

8 放課後児童クラブ設置促進事業

(1) 事業の概要

仕事と子育ての両立支援のため、昼間保護者がいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費を助成する。

ア 放課後児童健全育成事業

事業主体は市町村等で、補助率は1/2である。

鳥取県放課後児童健全育成事業費交付金交付要綱に基づいて交付されている。

放課後児童クラブは東部地区 65 クラブ、中部地区 36 クラブ、西部地区 64 クラブの計 165 クラブある。

放課後児童クラブは、厚生労働省が薦める放課後児童健全育成事業であるため、交付要綱も沿ったものとなっている。

単県補助も運営費、長期休暇加算、障がい児加算、資格を持つ放課後児童指導員に対する加算と決められ、計算式によって支払われており、ほぼ一律の給付となっている。

イ 放課後児童指導員等資質向上事業

放課後児童クラブ指導員を対象とした研修会の開催費用であり、実費に基づく請求であり問題はなかった。

ウ 放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブの施設整備の促進を図るため、市町村等に対し施設整備費を助成する事業で、国1/3、県1/3、市町村1/3の負担割合。

事業主体は市町村で、平成28年度は8クラブが対象となっているが、鳥取県中部地震の影響で5クラブが28年度中に完成しなかったため、29年度との2カ年に渡って整備することとなっている。

(2) 予算額及び決算額

予算額：32,536千円 決算額：26,934千円

(3) 監査の結果

交付金交付要綱に沿って適正に申請、実績報告が行われているかについて、交付要綱、交付申請書、実績報告書等関係書類を閲覧したところ、適正と認められ、特に意見・指摘すべき事項はなかった。

9 保育・幼児教育の質の向上強化事業

(1) 事業の概要

保育所や幼稚園は、集団生活の第一歩を踏み出す施設であり、子どもたちの人間性や社会性等を育む人間形成の場として大変重要な役割を担っている。

保育士・幼稚園教諭自身が保育に関して専門的知見を有する者から助言や指導を定期的に受けることが重要であり、また、保育士・幼稚園教諭自身が各種研修に参加する機会を保障することが必要である。

ア 保育専門員の指導強化の継続

保育専門員、教育委員会幼児教育指導主事のそれぞれの専門性を活かした指導体制を構築する必要がある。

- ・ 3歳以上児の幼児教育・・・東中西部教育局指導主事
- ・ 3歳未満児の保育・・・保育専門員

各市町村に保育リーダーを配置するよう働きかけているが、財政面や正職員不足等から、単独市町村で保育所指導を行う専任職員を置くことが困難であり、各圏域で保育専門員と指導主事の指導体制を組み、市町村を支援する。

イ 保育士等を対象にした研修の充実

平成24年8月にとりまとめられた「保育士養成のあり方検討委員会報告書」において、県は、保育の質の向上に向けた研修の実施・充実と、市町村への財政支援（研修参加のための代替保育士確保に要する費用等）を行うよう提言を受けたところ。

今後も引き続き、報告書の内容を踏まえた施策を速やかに実施することが必要である。

ウ 保育所・幼稚園訪問

保育専門員と各教育局の幼児教育担当指導主事（子育て応援課併任）が、保育所、幼稚園等を訪問し、保育の内容等に対して指導助言を行う。来年度も、東部地区と西部地区に各1名、保育専門員を配置する。

※一部業務を県直営研修（企画・運営）に振替

- ・ H22～H23：安心こども基金地域子育て創生事業（10/10）を活用して、東部の他、保育専門員を2名増員（中・西部）
- ・ H24～H26：安心こども基金保育の質の向上のための研修事業（1/2）を活用して、東部の他、保育専門員を1名継続設置（西部）
- ・ H27～：子ども・子育て支援体制整備総合推進支援事業（1/2）を活用
- ・ H28～：保育対策総合支援事業（1/2）も併せて活用

エ 保育の質の向上のための研修事業

保育に従事する者の資質向上を図るため、各種研修会を実施する。

- ・ H22～H26：安心こども基金保育の質の向上のための研修事業（1/2）を活用
- ・ H27～：子ども・子育て支援体制整備総合推進支援事業（1/2）を活用

区分	研修名	委託先、実施主体	随意契約の理由
直営	保育所保育指針実践研修、非常勤職員等スキルアップ研修、家庭支援従事者研修		
委託	障がい児保育担当者研修・乳児保育担当者研修	子ども家庭育み協会	保育問題について特別な知識及び情報を有する団体と認められ、かつ県内の保育所保育士で構成されているため、保育現場の実情に応じた研修会を行うことが可能であり、このような団体は他にはないため。
	人権・同和保育研修	人権保育連絡会	本県における人権保育の推進・発展のため、人権保育内容の創造と研究集会への積極的な参加等諸活動を行う唯一の団体であるため。
	市町村保育リーダー養成研修	鳥取大学	保育所・幼稚園のリーダーとなる者に必要な専門性及び指導力を向上させるよう実施するものであり、専門講義や事例研究を通じた実践

			的指導を長時間にわたり実施できるのは、当該大学しかないため。
補助	新任、主任保育士、 所長研修・鳥取県保 育研究推進大会	子ども家庭育み協 会	

(2) 予算額及び決算額

予算額 8,261 千円 決算額 : 6,676 千円

(3) 監査の結果

交付金交付要綱に沿って適正に申請、実績報告が行われているかについて、交付要綱、交付申請書、実績報告書等関係書類を閲覧したところ、特に指摘すべき事項はなかった。

10 保育士確保対策支援事業

(1) 事業の概要

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、潜在的な保育ニーズの確保がより一層求められる中で、各市町村においては、小規模保育事業等の開設や低年齢児の受け皿拡大などを行っており、保育士の需要が拡大しており、特に昨年度末から、有効求人倍率が、急速に上昇傾向にある。

潜在保育士（保育士資格を有していながら、保育現場での勤務に従事していない者）への就業支援（研修、就職説明会、相談支援）等を実施する「保育士・保育所支援センター」を新設するとともに、指定保育士養成施設が行う保育所等への就職を促す取組を支援し、保育士確保を推進する。

《参考：本県の保育士の有効求人倍率》

時点	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
4 月	0.68	0.82	1.05	1.54
7 月	0.72	0.90	1.52	2.28
10 月	0.79	1.72	1.62	—
1 月	1.65	1.92	2.38	—
年間平均	0.94	1.30	1.73	—

一方で、潜在保育士は増加し続けており、また就業条件（勤務時間帯、給与等）との兼ね合いから、求人側（施設）と求職者側（保育士）とのミスマッチも大きな要因であることから、潜在保育士の掘り起こしの強化と保育現場への再就職につなげて

いくためのきめ細かな支援（相談支援、職場体験、再就職支援研修、就職説明会等）が必要不可欠である。

※ 潜在保育士となる主な要因は、指定保育士養成施設卒業者が卒業後に保育所等（児童福祉施設全般）以外の他業種への就職することや、保育所等の就業条件等を要因とした早期離職（離職後の再就職希望者も少ない）があげられる。

《参考：本県の保育士登録者数推移》

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	累計
保育士登録者数	314 人	275 人	335 人	7,949 人

※ 保育士新規登録者数は、毎年 300 人前後（うち新卒 200 人前後）で推移しており、累計で 8,000 名程度の登録があるが、実際に保育所等で勤務されている者は、3,500 名（常勤換算ベース）程度であるため、半数以上は潜在保育士と想定される。また、国においては、特に都市部での慢性的な保育士不足解消を図るため、平成 27 年 1 月に「保育士確保プラン」を公表し、保育士試験の年 2 回実施、保育士の処遇改善、保育士・保育所支援センターの積極的な活用を行い、保育士の確保と定着支援を強化することとしている。

《参考：平成 27 年 8 月時点の各県の保育士有効求人倍率》

道府県名	有効求人倍率	都道府県名	有効求人倍率
鳥取	1.93	香川	1.16
島根	1.46	愛媛	1.06
岡山	1.00	高知	0.95
広島	2.91	東京都	5.14
山口	0.77	大阪府	1.35
徳島	2.09	全国平均	1.71

ア 保育士・保育所支援センター設置・運営事業

潜在保育士や保育士を新たに目指す者への就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター(※)」を新たに設置する。

※ 保育士・保育所支援センター 平成 25 年度より、制度創設(厚労省補助事業)された保育士の就職、再就職支援の窓口。設置主体は、都道府県、政令市、中核市であり、平成 27 年度現在、全国で 45 ヶ所(34 都道府県、11 政令市・中核市)に設置されている。(なお、平成 27 年度時点において中四国で未設置は本県のみ)

イ 就職支援コーディネーター等による相談支援の実施

(ア) 福祉人材センターと連携した求人・求職のマッチング

相談件数：343 件

求人数：639 件

就職決定数：51 件

(イ) 保育所等への巡回訪問、求人相談

保育所等訪問数：57 件

求人相談数：95 件

(ウ) 中西部地区における相談会の実施

開催回数：8回(中部3回、西部5回)

(エ) 保育士就職ミニセミナー開催

参加者：49 名

(オ) 県外養成校における就職ガイダンスの実施

参加者：170 名 等

委託先：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 予算額及び決算額

予算額：38,515 千円 決算額：34,167 千円

(3) 監査の結果

ア 事業の周知について【意見】

実績報告書を確認したところ、福祉人材センターと連携した求人・求職のマッチングにおける相談件数について 343 件、また就職決定数について 51 件と記載されていた。

相談件数については 1 日当たり平均 1、2 件程度であり、また 4,000 名以上と想定されている潜在保育士の数からみて就職決定数 51 件という数字は、実績として十分とは言いがたい。

原因として、求職者に本事業が周知されていないことが考えられる。

有効的に事業を行うためにも、本事業の周知を図りたい。

1.1 鳥取県野外保育促進事業

(1) 事業の概要

鳥取県では、平成 21 年に智頭町で「森のようちえんまるたんぼう」が開設されて以降、園数は増加しており、子どもの発達の促進以外に、中山間地域振興、移住定住対策の側面で効果をもたらしている。

しかし、これらの森のようちえんの実施形態が、既存の保育所・幼稚園等の実施要件になじまず、継続的な公費助成を受けられないため、安定した運営をすることが困難なケースが多かった。

このため、鳥取県では、平成 25 年度に官民学の協働提案・連携推進事業として「森

のようちえん認証制度の創設検討」が採択となり、森のようちえん関係者、大学教授、県・市町村などが一緒になって検討し、平成 27 年 3 月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設した。（平成 27 年 4 月 1 日に 6 園を認証）

森のようちえんへの助成は、平成 26 年度は、この認証制度のモデル事業として、5 園に対して運営費助成し、制度創設後の平成 27 年度は、認証した 6 園に対して運営費を助成している。

また、平成 26 年度より、森のようちえん以外の野外保育・教育を定期的に行う県内の保育施設等に対して、その経費の一部を助成したほか、野外保育の担い手となる保育従事者を育成するための研修会を開催している。

また、自然体験活動の大切さが見直される中、県土のうち、73%が森という本県の恵まれた環境を活かして、子どもたちが野外活動する機会を得ることは、心身の発達にも大変意義があると考えます。

このことから、以下の取組によって、あらゆる子どもが、鳥取県の「豊かな自然」で“遊びきる”機会を保障する環境を構築する。

ア とっとり森・里山等自然保育認証制度の推進

(ア) とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業

平成 27 年 3 月に創設した「とっとり森・里山等自然保育認証制度」において認証された園の運営費を補助する。

補助対象 とっとり森・里山等自然保育認証制度で認証された園

負担割合 県 1 / 2 ※市町村は任意

補助基準 以下の 1 人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助

利用定員区分		基本単価(月額/人)	有資格者加算
A	3～12 人	27,910	2,520
B	13～18 人	24,970	1,680
C	19～24 人	23,500	1,260
D	25 人以上	22,620	1,000

※公定価格の単価及び県非常勤単価に準じて見直し。新たに有資格者(2 人目以降)加算を追加

(イ) 効果研究事業

自然・地域のフィールドを活用して野外（園外）保育等を行うことが、幼児の発達にどのような影響を及ぼすか。

委託先 鳥取大学地域学部地域学研究科

研究内容 県内の森のようちえん等及び認可幼稚園の入所児童の発達について、

児童の身体性、精神性、知性、社会性の観点から調査を行い、自然を活用した保育事業の効果を検証する。

研究期間 平成 26 年度～平成 28 年度

委託額 3,000,000 円※平成 28 年度概算払額 1,000,000 円

(ウ) 自然を活かした子育てフォーラム 2016in とっとり開催事業

子育て家庭や保育・幼児教育に携わる方を対象にした子育てフォーラムを開催し、自然を活かした子育て（野外保育）の認知、普及を図る。

主催者 自然を活かした子育てフォーラム 2016in とっとり実行委員会、
一般財団法人自治総合センター

実施日 平成 28 年 8 月 6, 7 日

会場 智頭町旧山形小学校

内容 基調講演、分科会（講義、座談会等）、パネルディスカッション

イ 自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業

(ア) 保育施設等への野外活動支援

県内で、野外保育・教育を定期的に行う保育施設等に、その必要経費を補助

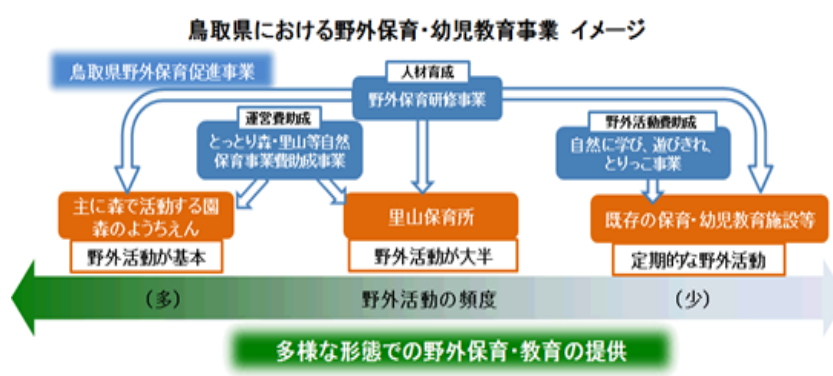
補助対象 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、届出保育施設、
放課後児童クラブ、子育てサークル

補助率 県 1 / 3（市町村は任意）

補助対象事業費限度額 1 施設につき 440 千円（子育てサークルは、1 団体に
つき 160 千円）

(イ) 野外保育研修会の実施

保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、
全県の保育従事者を対象とした野外に関する研修を実施する。



参考 とっとり森・里山等自然保育認証制度

1年を通して野外での保育を中心に行う園を鳥取県が設けた基準に基づき認証し、支援することで、鳥取県の豊かな自然を活かして子どもたちが健やかに育つことを目的とする。

県が定めた基準を満たす園を「自然保育を行う園」として認証。

【主な認証基準の概要】

活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、週5日、年間39週活動すること。 ・1週間の自然フィールドの活動時間は、概ね10時間以上とすること。
対象年齢	3歳児(年度中に満3歳となる児童を含む)から就学前児童
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者は児童6人に1人以上配置し、最低でも2人は配置すること。 ・保育者のうち1名以上は、保育士又は幼稚園教諭であること。 ・緊急時の医療的対応、定期健康診断等を行う嘱託医を置くこと。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を行うための自然フィールドが複数あること。 ・大雨・大雪や冷温から避難でき、または拠点となる施設を備えること。
安全対策	安全対策マニュアル(予防、緊急対応両面)を作成し、それに基づき活動すること。

創設年月日 平成27年3月25日

【認証した園】平成29年5月1日現在

所在市町村	実施者	名称	定員	開所時間(曜日：月～金)	認証日
智頭町	特定非営利活動法人智頭町森のようちえんまるたんぼう	智頭町森のようちえんまるたんぼう	30人	9時～17時 (※)	H27.4.1
		空のしたひろばすぎぼっくり	15人	9時～15時	H27.4.1

鳥取市	いきいき成器保育園運営協議会	いきいき成器保育園	20人	9時30分～15時30分	H27.4.1
	鳥取・森のようちえん・風りんりん	鳥取・森のようちえん・風りんりん	18人	9時～17時(※)	H27.4.1
	特定非営利活動法人ハーモニーカレッジ	空山ぼくじょうようちえん ぽっか	12人	9時～14時	H28.4.1
伯耆町	森のようちえん michikusa	森のようちえん michikusa	18人	9時30分～16時(※)	H27.4.1
倉吉市	自然がっこう旅をする木	自然がっこう旅をする木	12人	9時30分～15時	H29.5.1

※延長時間を含めた開所時間



(2) 監査の結果

補助金交付要綱に沿って補助金が適正に支出されているかについて、補助金交付要綱、実績報告書等関係書類の閲覧を行った。また随意契約にのものについてはその合理性について検討したところ、特に指摘すべき事項はなかった。

1.2 子育てしやすい環境整備促進（企業子宝率調査）事業

(1) 事業の概要

県内企業において、従業員が子育てしやすい企業であるかどうかを、「企業子宝率」の数値を用いて調査・分析し、効果的な取組を行っていることで企業子宝率が高くなっている企業を表彰し、企業の子育てしやすい職場環境整備の機運の醸成を図るための事業である。

ア 企業子宝率とは

男女を問わず従業員が当該企業在職中にもつことが見込まれる子どもの数であり、個々の従業員の年齢とその子どもの数と年齢から算出する。企業ごとに算出するこの数値は、子育てしながら仕事を続けられる職場環境が整っていることを表す一つの指標となると考えられている。

合計特殊出生率の向上のためには、結婚、妊娠・出産、子育てについて、切れ目のない支援が必要であるが、そのいずれについても個人の働き方が大きく関わり、企業の理解・協力が必須である。

一方で、個別企業においては、本業と異なり取組の成果が見えづらく、「何をどこまでやればいいのか」という戸惑いがある。

一定の計算式で数値化して、取組の成果を現したものが企業子宝率である。

イ 企業の子育て推進力（企業子宝率）計算方法

(ア) 調査票により以下の項目を調査

- ・従業員の数と年齢
- ・従業員がもつ子どもの数とそれぞれの年齢

平成 28 年度は調査票を 1,500 社に送付している。

(イ) 各年齢区分の期間に従業員が子どもを産んだ（もった）割合を計算

「各年齢区分に該当している年齢で子どもを持った従業員数」を「(その年齢区分の該当者あるいはそれよりも年長の) 従業員数」で除したものが、「子どもを産んだ（もった）割合」となる。

- (ウ) 「企業の子育て推進力（企業子宝率）」（補正前）
 (イ) の各年齢区分で子どもを産んだ（もった）割合をすべて合計する。
- (エ) 子どもの年齢による補正
 現在の「合計特殊出生率」に応じた補正を行う。
- a 従業員が産んだ（もった）子どもの平均年齢を計算
 b a で算出した平均年齢の倍の年数を遡り、当該期間の鳥取県合計特殊出生率を計算
 c 「子どもの年齢による補正值」
 「1.69（平成 27 年度の鳥取県の合計出生率）」を「遡った期間の鳥取県合計特殊出生率の平均値」で除したものを。
- (オ) 企業の子育て推進力（企業子宝率）の計算（補正後）
 「企業の子育て推進力（企業子宝率）（補正後）」＝「企業子宝率（補正前）（ウ）」
 × 「子どもの年齢による補正值 c」

ウ 企業子宝率調査、企業表彰及び企業の取組紹介小冊子の作成

県内に本社がある常用雇用者 10 人以上の企業・事業所 1,500 社に対してアンケート調査を実施。

アンケート調査の結果を基に、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでおられる企業で、企業子宝率が高い企業に実地調査を行い、子育て支援に効果的な取り組みを行っている企業を表彰する。

また、表彰企業の取組を紹介した小冊子を作成し、優良事例の普及を図る。

エ 個別事業の重要業績評価指標（K P I）定量的成果目標

- (ア) 県内の企業子宝率
 鳥取県総合戦略に掲げた平成 31 年度までに目標数 1.45 を達成する。
 ※ 平成 26 年度調査時は 1.31

- (イ) 一般県民へのアプローチ
 SNS のリーチ数等（子育て王国とっとりサイト facebook ページ）
 ・リーチ数 1,000
 定期的な掲載記事の平均リーチ数 × 2
 ・「いいね」の数 100
 定期的な掲載記事の平均数 × 10

オ 市町村担当課へのアンケート

市町村担当課の意識変容の割合についてアンケートを実施

市町村内において、同様の取組の必要性を感じたと回答した市町村 15 市町村（全市町村の 8 割）

カ 定量的成果目標

企業子宝率調査回答回収率を調査票送付企業の 3 割から回答を得ること。

※ 平成 26 年度に実施した調査の回答回収率は約 2 割であったが、企業に対して本調査の必要性を訴える、WEB を活用する等により回収率を上げる。

(2) 監査の結果

ア 定量的成果目標の設定について【指摘事項】

企業子宝率調査回収率を調査票送付企業の 3 割から回答を得ることとしているが、調査票の送付先を「県内に本社がある常用雇用者 10 人以上の企業・事業所」と記載してあるが、送付対象企業の選定方法は、

- (ア) 女性活躍推進課が所管する「男女共同参画推進企業」（より優れた子育て支援の取組を行っている企業の掘起こしを行うため。）
- (イ) 前回調査回答企業（経年変化を観察するため）
- (ウ) その他業種ごとの企業数に応じてランダムに選定
という説明を担当者から受けた。

また、調査票送付先企業を 1,000 社から 1,500 社に増やした理由は、「より多くの企業に参加していただくため」という説明を担当者より受けた。

本個別事業は、県内企業の「企業の子育て推進力」を、「企業子宝率」の数値を用いて調査分析し、その数値の高い企業を周知することで、県内におけるワーク・ライフ・バランス及び子育て支援の取組の推進、地域住民への普及啓発に繋げることを目的に掲げているが、送付対象企業の選定方法（ア）及び（イ）は定量的成果目標の達成を目的としているのではないかと考える。

企業子宝率調査回収率を優先するのではなく、ワーク・ライフ・バランス及び子育て支援の取組の推進、地域住民への普及啓発を目的とし、「より多くの企業に参加していただく」という調査票送付先企業選定方法が重要ではないかと考える。

イ 企業を表彰するにあたっての評価方法について【意見】

子育て支援に効果的な取組を行っている企業を表彰することについては、企業の子育て支援のインセンティブになり理解できる。

しかし、支援制度が充実している企業に子どもが多いとは限らず、また、出産を

望まない家庭や、望んでも子どもを授からない家庭もあり、企業子宝率を示して表彰することは、このような家庭に対して行政による出産の押しつけになりかねず、企業を表彰するにあたって、企業子宝率を用いる必要性は特に感じられない。

表彰企業の評価方法について、子育て支援制度の充実度及びその支援制度が実際にどれだけ利用されているか等で評価するなど、再度検討されたい。

1.3 男性の子育てしやすい企業支援奨励金

(1) 事業の概要

平成 27 年度鳥取県労働実態調査によると、男性の育児休業取得率は、2.7%であった。

鳥取県では、平成 23 年度から、母親の育児の負担軽減を図るため、男性の育児参加を促進する取り組みを実施しており、その一環として、男性労働者に対して育児参加休暇、育児休業等を取得させた事業主に対して奨励金を支給している。

<総合戦略KPI>

男性の育児休業取得率：3.1% (H23 年度)→15% (H31 年度)

<子育て王国とっとり推進指針(主な目標指標)>

男性の子育てしやすい企業支援奨励金支給件数

- ・ 育児参加休暇 年間 15 件
- ・ 育児休業 年間 15 件

ア 事業の目的

配偶者の産前、産後休業期間は夫たる男性労働者の育児参加が最も必要な時期であるため、企業に対して子育ての最初の段階で男性が育児に積極的に関わることできる休暇制度の整備・促進を図る。

(ア) 男性の子育てしやすい企業支援奨励金

父親の育児参加・育児休業取得率の向上を図るため、労働者に対して育児参加休暇及び育児休業等を取得させた事業主に対して奨励金を支給する。

【支給対象】

- a 県内に事業所を有すること。
- b 常時雇用する労働者が 100 人以下の事業主
- c 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長へ届け出ていること。
- d 次のいずれにも該当しない者であること。

- (a) 国又は他の地方公共団体が設ける育児参加休暇等取得の促進を目的とする助成金、奨励金その他の制度の対象となる者

- (b) 適正な雇用管理を行っていないと認められる者
- e 育児参加休暇に係る奨励金にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (a) 就業規則又は労働協約（以下、「就業規則等」という。）に2日以上取得できる育児参加休暇（有給）について規定していること。
 - (b) 原則、就業規則等に時間単位でも取得できる旨の規定があること。ただし、子育て王国推進局長が別途認める場合はこの限りではない。
- f 育児休業に係る奨励金にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (a) 就業規則等に育児休業について規定していること。
 - (b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。以下「施行規則」という。）「第5条第4項で定める事項について当該対象労働者に対し書面等により通知していること。」
- g 支給申請に係る子の出生の日まで1年以上継続して雇用されている男性労働者に2日以上の育児参加休暇又は連続5日以上（勤務を要しない日を除く）の当該子にかかる育児休業を取得させたこと。

【支給額】

- a 育児参加休暇 100 千円
- b 育児休業 100 千円

※ 育児休業については、育児休業取得労働者に対する経済的支援制度を就業規則等に規定する場合（既に規定している場合を含む。）は、支給額に100千円を加算するものとする。

【支給実績】

区分	支給件数		
	平成26年	平成27年	平成28年
育児参加休暇	6	10	17
育児休業	11 ※うち、経済的支援：4	6 ※うち、経済的支援：3	6 ※うち、経済的支援：1
合計	17	16	23

イ 父子手帳のアプリ保守管理費

父子手帳の携帯アプリ（携帯電話から父子手帳を閲覧等出来るソフト）の保守管理を行う。

(2) 監査の結果

ア 事業実施の効果について【意見】

奨励金支給要領等を閲覧し、事業の有効性について検討を行ったところ、支給実績の少なさから事業の有効性に疑問を覚えた。

そこで、事業の有効性及び奨励金の申請件数が少ない点について担当者に確認を行ったところ「男性の育児参加推進に取り組む企業へのインセンティブとして、これまでこれらの取組に積極的ではなかった企業が取組を始める動機付けとして有効性があると考えている。」「申請件数が少ない理由としては、制度の認知不足の他に、男性職員が育児参加休暇、育児休業を取得してはいるものの、県の申請基準に満たない企業も多数あるものと思われる。県では、平成 29 年度より、男性の育児・家事への参加の重要性を、企業経営者、従業員に対して啓発することを目的とした『イクメン養成キャラバン事業』を実施予定であり、これらの事業と連携しながら、当奨励金の周知ならびに取得促進を図っていくこととしている」とのことであった。県の申請基準に満たない企業も多数あるとのことだが、平成 26 年度から平成 28 年度における支給実績のうち 17 件が元々一般事業主行動計画を作成していた企業であることから、支給要件における「一般事業主行動計画の策定」が当奨励金の申請のハードルの一つとなっていることが考えられる。また、一部の企業が何回も申請しており、この点については、公平性の観点から問題である。

当事業の目的は理解できるが、現在は事業が有効的に実施されているとは認められない。当奨励金の周知を図るとともに一般事業主行動計画の策定における十分なフォローアップをすることにより、当奨励金の取得促進に努められたい。

1.4 子育てっていいなキャンペーン事業

(1) 事業の概要

子育てに関わるあらゆるステージで、切れ目なく、住民が地域社会から温かく見守ってもらっていると実感できるような社会を実現するため、各種施策や、実際に子育てをしている人の声などを、各種媒体を活用して発信し、住民、企業等に周知するとともに、子育てに温かい社会の担い手として、一人一人が担っていく役割を認識する動機付けを行うことを目的としている。

ア みんなで子育て応援キャンペーン

公募型プロポーサルで選ばれた株式会社 S が実施している。

実際に鳥取県で子育てをされている人へのインタビュー記事や、子育てに関する各種施策、とっとり子育て隊の PR 等を、各種メディア等を活用して発信する。

実施期間は、平成 28 年 10 月 19 日(水)～平成 28 年 12 月 19 日(月)で、毎月 19 日の「とっとり育児の日」「イクボスの日」に PR 活動等を行う。

(ア) メディアを活用したPR

実施媒体	概要	期間等
テレビCM	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージポスターのデザインを活用し構成したキャンペーンのイメージCM ＜放送回数＞120回／15秒 ※NKT、BSS、TSK各40回 	開始 平成28年10月19日 最終 平成28年12月18日
ラジオ番組	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境の改善に取り組む企業の日ごろの取組をラジオ番組で紹介(10社) ＜放送回数＞12回／5分 ※エフエム山陰 	開始 平成28年10月中旬 最終 平成28年12月中旬
新聞広告	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージポスターのデザインを活用 ＜掲載数＞2回／1紙 ※日本海新聞 全5段 	平成28年10月19日 平成28年11月19日
WEB広告	<ul style="list-style-type: none"> ・PC、スマホ、タブレットユーザーを対象としてWEB上に広告を掲載 ・イメージポスターのデザインを活用 ＜配信数＞500万回配信 ※ヤフー、グーグル、facebook等 	平成28年10月19日～ 12月19日

(イ) 広報物等を活用したPR

実施媒体	概要	期間等
特設サイト	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンのメインサイト ・キャンペーンの趣旨、県の子育て施策、下記媒体で発信した情報等を掲載 ＜URL＞ http://tottori-kosodate-ouen.jp/ 	平成28年10月19日～ 平成29年1月31日
イメージポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域編」と「職場編」の2種類作成 	平成28年10月19日～ 12月19日

	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの立場でできる子育て支援を書いたフリップを、登場人物に持ってもらい、その写真を複数枚組み合わせたデザイン <p><印刷部数>10,000部</p> <p>※公共施設、各種店舗等に掲示</p>	
フリーペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージポスターのデザインを活用 <p><掲載数>1回/4誌</p>	<p>つばさ、くらら、こはく</p> <p>平成28年10月24日</p> <p>スクスクめいと</p> <p>平成28年10月26日</p>
県外者向けパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・東京、大阪、名古屋、県内大学等において、鳥取県での子育て環境の良さをアピールする啓発パンフレット「とっとり子育てライフ」を配布 <p><発行部数>20,000部</p> <p><配布場所></p> <p>各種鳥取県PRイベント、県内大学、県学生寮、県人会等</p>	<p>平成28年10月中旬～</p> <p>(在庫がなくなり次第終了)</p>

(ウ) 子育て応援宣言の募集

県民から「子育て応援宣言」を募集し、自分ができる子育て支援を宣言してもらうこととする。応募のあった宣言については、上記媒体等で公開する。

(2) 監査の結果

ア 事業の効果検証の有効性について【意見】

業務委託仕様書において事業の効果検証及び重要業績評価指標については下記のとおりとなっている。

<p>事業の効果検証を行い、報告書にとりまとめること。なお、本事業の重要業績指標(KPI)は次のとおりで、その達成状況については報告書に必ず盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンの認知度 80% ・県内で子育てをしたい(考えてみたい)、子育てを応援したいとの意識変容 70% ・特設サイトアクセス数：45,000回

- ・本事業をきっかけに、とっとり子育て隊に入隊した者の数
(個人)60人 (団体)14団体 (企業)600社

また、報告書にとりまとめられた、事業の効果検証及び重要業績評価指標の達成状況については下記のとおりとなっている。

○ 検証結果

1 アンケート調査①

平成28年10月19日～12月19日の期間において、「みんなで子育て応援キャンペーン」特設WEBサイト内にてサイト訪問者にアンケートを記入してもらう形式で実施。

アンケート総数：72件

2 アンケート調査②

「みんなで子育て応援キャンペーン」への認知度を図るアンケートを鳥取県内の企業へのアンケート用紙に記入してもらう形式で実施。

アンケート総数：53件

3 アクセス数

調査機関：平成28年10月19日～12月19日

・ネイティブアクセス数：21,373件

・広告アクセス数：25,599件

【広告アクセス内訳】

Yahoo ディスプレイ広告：2,529件

Google ディスプレイ広告：2,731件

Facebook 広告：20,339件

・合計アクセス数：46,972件

○ KPI 達成状況

	内容	KPI	実績	達成
1	キャンペーンの認知度	80%	92%	○
2	県内で子育てをしたい(考えてみたい)、子育てを応援したいとの意識変容	70%	93%	○
3	特設サイトアクセス数	45,000	46,972	○
4	子育て隊登録者 個人	60	91	○
5	子育て隊登録者 団体	14	15	○
6	子育て隊登録者 企業	600	236	×

K P I 達成状況の 1 から 5 について「達成」とされているが、その根拠となっている検証結果におけるアンケート総数が非常に少なく、事業の効果検証の有効性については疑問が残る。

また子育て隊登録者(企業)については K P I を達成できていない。

有効な事業の効果検証を担保するためにも、アンケートの取り方について検討するとともに、K P I を達成できていないものについては理由の報告を求め、内容を十分に検証すべきである。

1 5 とっとり版ネウボラ推進事業

(1) 事業の概要

妊娠期から子育て期にわたる、様々な支援ニーズに対応した総合的相談支援と各種の支援サービスへつなぐワンストップ拠点として、「子育て世代包括支援センター(とっとり版ネウボラ)」を整備する。

また、そのセンターを中心に、地域で妊娠期からの子育て支援に取り組むことにより、地域のつながりの希薄化、孤立化の解消を図り、妊娠、出産、子育てに関する問題への早期発見、早期支援、併せて虐待事案の防止を図る。

※とっとり元気づくり総合戦略の目標

平成 32 年度：全市町村に整備

※「ネウボラ」とは

フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味する。

フィンランドでは、妊娠期から就学前の子どもを持つ家族を対象とした支援制度「出産・子どもネウボラ」を設置し、悩みを抱える家族への支援を行っている。

ア 「とっとり版ネウボラ」支援事業

市町村が実施する妊娠期から子育てに係る支援事業について事業費の一部を補助
平成 28 年度設置 6 市町(平成 28 年度以前 4 市町村、平成 29 年度以降設置予定 9 市町)

- ・産前産後支援 11 市町村実施
(うち、国庫事業としてサポート事業実施：7 市町村)
- ・子育て支援 13 市町村実施
- ・個別支援 15 市町村実施

イ 市町村連絡調整・相談員研修事業、相談員養成事業

市町村との連絡調整会議・相談員の研修を行う。市町村の保健師等が県外の研修に参加するための経費を補助する。県外研修者は市町村連絡調整・相談員研修事業で伝達研修を行った。

- ・ 県外研修参加市町村職員 2 名

日時：平成 28 年 10 月 26 日～10 月 28 日

東京都港区 母子愛育会 4 階研修室

平成 28 年 11 月 9 日～11 月 11 日

- ・ 連絡調整会議

開催日：平成 29 年 3 月 6 日

会場：倉吉体育文化会館中研修室

参加者：25 名

施設改修経費助成事業

子育て世代包括支援センターの設置に係る施設改修経費等を助成

平成 28 年度利用 2 町

ウ 「とっとり版ネウボラ」推進事業費補助金

地域のつながりの希薄化・孤立化の解消を図り、妊娠・出産・子育てに関する問題の早期発見、早期支援、併せて虐待の未然防止を図るため、地域の実情に応じた妊娠期から子育て期にわたる様々な支援ニーズに対応した総合的相談支援と各種の支援サービス等、市町村の取組の促進を目的とし交付する。

【交付対象事業】

事業名	内容
「とっとり版ネウボラ」支援事業	<p>1 産前産後支援 産前・産後の時期に抱える負担、不安を軽減する支援等</p> <p>(1) 産前・産後サポート事業 ・ 専門職によるアドバイス、保健指導から、身近な支援者の傾聴(ただ聞いてくれる)、様々な形の安心感を提供するサポート支援</p> <p>(2) 産後デイケア事業 ・ 身体と心の負担をケアする専門的な支援</p> <p>(3) 産後ショートステイ事業 ・ はじめての育児、核家族での出産・育児をサポート、産後うつ予防</p>

	<p>(4) 産後リフレッシュ事業 ・乳児を抱えた保護者、家族の交流の場の提供や心身のリフレッシュができるセミナー等</p> <p>(5) ヘルパー派遣事業 ・産後の母親や家族の家事の負担軽減を図るヘルパーを派遣等</p> <p>(6) その他母子保健にかかる産前・産後の支援事業</p> <p>2 子育て支援 子育てに必要な知識等を身につけたり、体験したりする機会の提供</p> <p>(1) 両親学級、母親・父親学級、(プレ)マタニティー教室 ・子どもの誕生後の生活の変化、産後うつなどの十分な知識の提供</p> <p>(2) 育児(子育て)、子どもの発達、関わり、コミュニケーションの取り方などに係る教室やセミナー等の開催</p> <p>(3) 離乳食、幼児食など講習会、栄養指導会</p> <p>(4) 読み聞かせ教室</p> <p>(5) 地域のコミュニティーを活用した個別または集団での育児指導</p> <p>(6) 家庭で低年齢児の保育を行う世帯への専門職の訪問支援</p> <p>(7) その他母子保健に係る子育て支援事業 ただし、平成27年度以前からの継続事業の場合は、事業内容等を拡充する場合のみ対象とする。</p> <p>3 個別支援 15市町村実施 安心して妊娠・出産・子育てに取り組むための個人への支給等</p> <p>(1) 多胎妊娠妊婦検査費助成事業</p> <p>(2) 妊婦歯科検診費等助成事業</p> <p>(3) ブックスタート事業</p> <p>(4) その他母子保健に係る個別給付事業</p>
--	---

	(用途が決まっている支給であり現金給付ではないもの。)
「とっとり版ネウボラ」体制整備事業	<p>市町村が新たに「子育て世代包括支援センター（鳥取版ネウボラ）を設置するために、市町村保健センター等の改修(相談コーナーの設置)や備品の整備等を行うための経費を補助する。</p> <p>なお、「子育て世代包括支援センター(とっとり版ネウボラ)」設置の前年度に施設改修等を行う場合も対象とする。</p> <p>※補助事業の実施は平成 31 年度までとする。</p>

補助金交付要綱第 3 条において、「県は、交付目的に資するため、「子育て世代包括支援センター(とっとり版ネウボラ)」を設置して別表の第 1 欄に掲げる事業を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。」とされており、実際の補助金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

交付先名	金額
鳥取市	400,000
米子市	1,327,000
倉吉市	1,025,000
境港市	1,268,000
岩美町	596,000
若桜町	67,000
智頭町	2,053,000
八頭町	434,000
三朝町	147,000
湯梨浜町	122,000
琴浦町	93,000
日吉津村	269,000
大山町	521,000
南部町	713,000
伯耆町	614,000
合 計	9,649,000

(2) 監査の結果

補助金交付要綱に沿って適正に申請及び実績報告が行われているかについて、交付要綱及び補助金申請書、実績報告書を閲覧したところ、特に指摘すべき事項はなかった。

1.6 鳥取県保育士等修学資金貸付事業

(1) 事業の概要

この修学資金は、鳥取短期大学幼児教育保育学科（以下「鳥取短大」という）において保育士・幼稚園教諭（以下「保育士等」という）の資格に必要な教育を受け、将来、県内の保育所等において、保育士等として働こうとされている方で、経済的理由により修学が困難な方に対して必要な資金（以下「修学資金」という）を貸し付け、修学を支援するとともに、県内の保育士等の確保及び質の向上を図ることを目的としている。

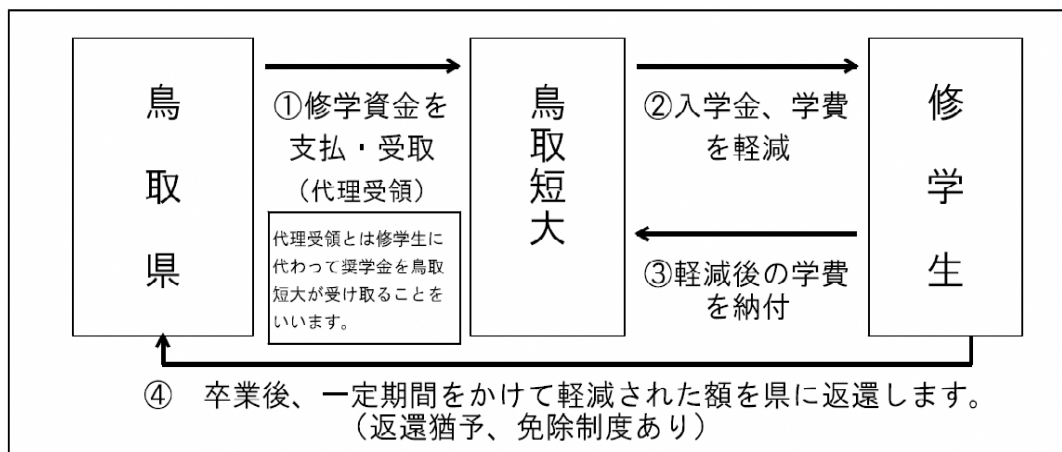
ア 修学資金の借受者（以下、修学者という）の資格。

- ・ 県内の高等学校を卒業する者（その者に準ずる者を含む。）であること。
- ・ 入学する日の前年度の4月1日から引き続き保護者が県内に住所を有していること。
- ・ 鳥取短大に入学しようとする者であること。
- ・ 将来県内において保育士等として働く意思があること。
- ・ 経済的理由により鳥取短大への進学が困難であると認められること。
- ・ 県から他の修学支援を目的とする資金の貸与又は給付を受けていないこと。

上記の条件を満たす者に対して、奨学金1、奨学金2又は入学支援金として修学資金の貸与を行っており、貸付期間は鳥取短大への入学手続きを行った日の属する月から鳥取短大を卒業する日の属する月までで、奨学金1及び2は24カ月分を限度としている。

貸付金額は入学支援資金が24万円、奨学金2は入学支援資金に月額3万円を加えた96万円が限度となり、奨学金1は入学支援資金に月額6万円を加えた168万円が限度となる。

貸付方法は、修学生が本来であれば鳥取短大に納めるべき入学金及び学費を軽減する方法（修学生には渡さず、直接、鳥取短大に支払う方法）で貸し付ける。



イ 貸付資金は次の事由のいずれかに該当することになったときは、返還債務の免除を受けることができる。

- ・ 鳥取短大を卒業してから1年以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭免許を取得し、6年以内に通算3年以上、県内の保育所等で保育士等の資格を活かして勤務したときは全額免除。
- ・ 上記に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障がいを受けたためその業務に従事することができなくなったときは全額免除。
- ・ 上記に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため業務に従事することができなくなったときは、債務の全部又は一部の免除となる。

ウ 次の事由に該当することとなったときは、修学資金の貸付けは打ち切りとなる。

- ・ 鳥取短大に在学しないことになったとき。
 - ・ 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
 - ・ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - ・ 死亡したとき。
 - ・ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。
- また、上記以外にも修学生の休学期間（30日以上）又は停学機関は、貸付けを休止する。

エ 修学資金の返還

修学資金の貸付けを打ち切られた場合、鳥取短大を卒業してから1年以内に保育士等の登録を受けなかった場合、又は保育士等の登録を受けてから6年以内に通算3年以上、県内の保育所に勤務する見込みがなくなった場合は、修学資金を県に返還する

こととなる。

修学生は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、その旨の通知を受けてから2週間以内に借用証書を知事に提出しなければならないこととなっている。

オ 修学資金の利用状況

修学資金の貸与は平成26年度から始まっており、平成26年度は31人が利用し6人が退学等により返還となり、4人が完納している。

平成27年度は37人が利用し3人が退学等により返還となり2人が完納している。

平成28年度は37人が利用し4人が退学等により返還となり1人が完納している。

平成29年度は33人が利用し1人が退学等により返還となり、完納している。

平成29年10月末で修学資金の返還者6人のうち3人は返済中であるが、2人は未納状態であり1人は返済計画すら提出していない。

(2) 監査の結果

ア 督促状の発行について【指摘事項】

修学資金の返還者6人のうち、未納状態である2人について、鳥取県の債権管理事務取扱要綱では、「公法上、私法上の債権を問わず、納期限後20日以内に、督促状発行調書により手続きを行い、督促状に指定する期限は、発行の日から10日以内としなければならない。」と規定されており、鳥取県債権管理事務取扱規則第4条（期限後の督促）及び第5条（督促状の発行期日及び指定期限）にも同様に定められており、未納となった時から10日以内に督促状発行調書を作成しなければならない。

イ 修学資金の返済計画について【指摘事項】

返済計画を提出せずに協議中の者について、修学資金の返還は鳥取県保育士等修学資金貸付規則第11条第2項に「修学生は、第9条第1項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたときは、同条第3項の規定による通知の日の属する月の翌月から修学資金の修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内に、月賦均等払の方法により、修学資金を返還しなければならない」と規定されている。

協議中の者は奨学金1であるため、入学支援資金24万円と月額6万円を6カ月間受領している。規則どおりであれば、返済期間6カ月の10万円月賦均等払となるが何ら処理されていない。

修学資金の貸付けを打ち切られてから10ケ月経過しているため、早期の対応を求める。

ウ 修学資金の返還者との接触状況について【指摘事項】

「鳥取県保育士等修学資金貸付事業債権管理票」により返還者との接触状況を確認したところ、未納状態である2人と返済計画を協議中の1人との接触を半年以上行わず放置されていた。

修学資金の原資は税金であることを念頭に、計画的に返還者と接触すべきである。

1.7 財産の貸付及び使用許可について

(1) 事業の概要

鳥取砂丘こどもの国敷地内の県有地（鳥取市浜坂 1390-245）に対して、行政財産使用許可が国民宿舎Nの代表者から提出され、許可されている。

使用期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の一年間であり、毎年申請があり許可しているが、使用料については全額免除となっている。

使用許可理由は鳥取県公有財産事務取扱規則第12条第1項第5号、全額免除としている理由も同規則第15条第1項第8号に該当するためとしている。

鳥取県公有財産事務取扱規則第12条第1項第5号は「その他知事が必要と認めて使用させるとき」、第15条第1項第8号は「県の事務の執行上知事が特に必要と認めたとき。」と記載されており、知事の裁量で許可することとしている。

使用料の全額免除とする理由は下記の経緯があるためである。

ア 国民宿舎N（旧H）は、鳥取県（旧観光課）が整備を計画していた砂丘博物館（仮称）の建設予定地に位置していたため、砂丘博物館の建設に協力するため移転改築（平成10年度中に移転完了）した。

イ 国民宿舎Nへの取付道路を相手方が整備。

ウ 平成12年8月25日付けの工作物売買契約書で鳥取県が取付道路の工作物（アスファルト舗装）を買い受ける。契約の附則として取付道路に整備していた案内看板、照明灯、各種埋設管類等の使用許可及び使用料の全額免除をうたっている。

この経緯のウにある平成12年8月25日付けの工作物売買契約書は、甲を当時の所有者、乙を鳥取県として契約を締結している。

工作物売買契約書の附則2で「乙は、甲が工作物敷地に既に設置しているN案内看板、照明灯及び各種埋設管類（雨水排水管、汚水排水管、給水管、電気配管及び消雪パイプ）並びに鳥取砂丘こどもの国敷地内に設置している温泉配管、給水配管等（以下総称して「看板等」という。）の使用許可申請にあたっては、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）第10条第6項に該当するものとし

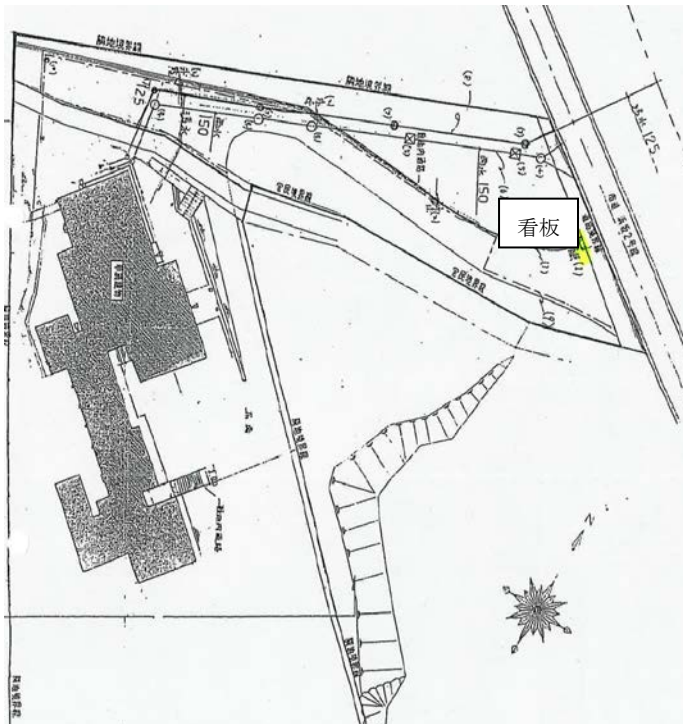
て認めるものとする。また、その減免申請については鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）第3条及び行政財産使用料減免取扱基準について（昭和47年4月1日発総第86号鳥取県総務部長通知）記の五の全額免除に該当するものとして認めるものとする。」と記載している。

この契約書において、鳥取県はアスファルト舗装900平方メートルを買い取り、既設置の埋設管類については県有地内に設置されているものであるが売買契約には含まれていない。

現地写真



現地写真でも確認できるが、工作物売買契約書で買い取られたアスファルト舗装面の外側にある案内看板は県有地であるこどもの国側に建ててある。



(2) 監査の結果

ア 土地の使用料を無償としていることについて【指摘事項】

工作物売買契約書で各種埋設管類はアスファルト舗装の下にあり、雨水排水管等は条件として理解できるが、アスファルト舗装の外側にあるN案内看板及び照明灯の土地使用料を全額免除とすることには疑問が生じる場所である。

行政財産の土地の一部を使用して電柱を設置している業者からは土地使用料を徴収していることから、この案内看板も行政財産の土地の一部を使用して設置しているので、同様に土地使用料を徴収すべきと考える。

イ 申請者と売買契約者甲との相違について【指摘事項】

また、当時の売買契約者と今現在の申請者は異なるため、平成12年8月25日付の工作物売買契約書の事項を現在の申請者に適用するのは、条項を拡大解釈しているだけであり、元々は当初の所有者との確認事項であるため、この工作物売買契約書の条項をもって申請者である現在の所有者の使用料全額免除を行うことは適正ではないと考える。

申請者が替わった時点で、この申請自体の有効性を考慮すべきだったと考えるが、県の旧観光課が計画した砂丘博物館（仮称）に協力して移転し、また砂丘博物館が建設されなかったためNに多大なる負担を強いた経緯も考慮すると、平成12年の工作物売買契約書の条項を加えた理由も推察されるが、20年近く前の売買契約書であり当事者も替わっているため、見直しを行う必要があると考える。

《参考：平成12年8月25日付の工作物売買契約書》



工作物売買契約書

売主 を甲とし、買主鳥取県を乙とし、次の条項により工作物売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、乙起業 整備事業のため必要とする末尾記載の土地にある末尾記載の工作物（以下「工作物」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(売買代金)

第2条 工作物の売買代金は、金22,000,000円とする。

(所有権の移転等の期日)

第3条 工作物の所有権の移転及び引渡しの期日は、平成12年 8月25日とする。

(売買代金の支払)

第4条 売買代金は、甲の請求に基づき平成12年8月31日までに支払うものとする。

(中略)

附 則

1 乙が甲から買受けた工作物について、乙は、建築基準法第43条第1項ただし書きの規定による許可を甲が得られるよう承諾を与えるとともに、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路（一般交通の用に供するその他の場所：交通事故発生の場合に事故証明の取得が可能な道路）として維持管理する。

2 乙は、甲が工作物敷地に既に設置している :案内看板、照明灯及び各種埋設管類（雨水排水管、汚水排水管、給水管、電気配管及び消雪パイプ）並びに 敷地内に設置している温泉配管、給水配管等（以下総称して「看板等」という。）の使用許可申請にあたっては、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）第10条第6項に該当するものとして認めるものとする。また、その減免申請については鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）第3条及び行政財産

使用料減免取扱基準について（昭和47年4月1日発総第86号鳥取県総務部長通知）記の五の全額免除に該当するものとして認めるものとする。なお、看板等の維持管理にかかる一切の経費は甲が負担するものとする。

第2 女性活躍推進課

1 男女共同参画推進企業認定事業

(1) 事業の概要

企業におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を図るため、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定し、その取組みを広く紹介することで、県内企業における男女共同参画の普及促進を図る。認定対象等は、以下のとおりである。

認定対象	主に県内において事業活動を行う企業、法人又は団体の組織
認定要件	次の取組みを積極的に実施し、就業規則等が整備されていること 1. 仕事と家庭の両立支援の取組み 2. 男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組み 3. 男女均等な能力活用の取組み

また、認定申請にあたり、中小企業にとって特に負担感の大きい就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士を派遣し、改正事務をサポートする。派遣事業の概要は、以下のとおりである。

対象企業	認定申請を予定している企業及び認定企業（中小企業に限る）
支援内容	就業規則、育児・介護休業規程、セクハラ防止規程の作成又は関係法令への対応状況の確認、改正事務のサポート
派遣件数	25社 ・新規又は大規模改正 謝金 128,000円×10社=1,280,000円 ・一部改正（1事業所あたり5日を上限） 謝金 16,000円/日×5日×15社=1,200,000円 ※謝金には、旅費等一切の活動経費を含む。 ・事務経費 振込手数料、郵便代他 10,000円
委託先	鳥取県社会保険労務士会

(2) 事業の成果指標と達成度合い

平成28年3月に策定した鳥取県女性活躍推進計画では、平成32年度までに男女共同参画推進企業の認定目標数を750社としている。認定企業数の推移は、以下のとおりである。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
認定数	3	5	9	118	38	28	21	176	57	19	11	48	53	55	641

また、就業規則整備支援のための社会保険労務士派遣に関しては、新規又は大規模改正が10社、一部改正が15社、計25社を予定していたが、実績としては、新規又は大規模改正は9社、一部改正は4社、計13社であった。

(3) 予算額及び決算額

予算額：10,418千円 決算額：8,941千円

(4) 監査の結果

当該事業は鳥取県社会保険労務士会への委託事業であるが、受託者から提出された実績報告書及び添付資料により、相談員（社会保険労務士）への報酬の支払い内容を検討するも、適正と認められ特に指摘するものはなかった。

2 女性活躍トッパー企業事業

(1) 事業の概要

意欲ある女性が活躍できる環境をつくり、女性活躍を官民一体となって推進するため、平成26年7月に「輝く女性活躍加速化とっとり会議」（平成29年5月「女星活躍とっとり会議」に改称）が設立された。2020年までに従業員10人以上の企業における管理的地位の女性の割合を25%以上（従業員100人以上の企業は30%以上）とすることが基本目標として掲げられた。こうした動きに伴い、平成27年度、女性活躍に積極的に取り組む企業を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録する制度を創設した。

また、平成27年9月、女性活躍推進法が施行され、従業員301人以上の企業には女性活躍推進のための一般事業主行動計画を平成28年4月1日までに策定することが義務付けられた（従業員300人以下の企業は努力義務）。

このような状況の下、女性活躍のための各種企業支援を行い、輝く女性活躍パワーアップ企業の登録と女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について一体的に取り組む女性活躍企業を増やしていく。

※ 輝く女性活躍パワーアップ企業：管理的地位に占める女性の割合を25%以上（従業員100人以上の企業は30%以上）とすることを目指した自主宣言と、自主宣言の内容を実現するために取り組む概ね3年間の行動計画を策定し、女性活躍に積極的に取り組む企業。

なお、女性活躍推進の取り組みを行う企業に対する各種支援の内容は、以下のとお

りである。

項目	金額 (千円)	事業内容
女性活躍のための 企業支援補助金	3,000	自主宣言を達成するための行動計画の取組みに 要する経費の一部を補助 (補助率：1/2、上限100千円×30社)
環境整備支援助成 金	5,000	女性の就業促進を図るための職場環境整備（女性 トイレ、更衣室等）に要する経費の一部を補助 (補助率：1/2、上限500千円×10社)
離職者正規雇用奨 励金	3,810	結婚、出産等の理由により離職した女性を正規社 員として再雇用した企業に奨励金を支給 (1企業当たり300千円×10社、事務諸費810千 円)
女性活躍アドバイ ザー派遣	(2,020)	環境整備支援助成金等の申請を行う企業等に女 性活躍アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、 職場環境改善のためのアドバイスを行う。 【平成27年度補正予算（地域女性活躍推進交付 金事業）で対応】
育児休業復帰支援 事業補助金	0	支給額 月額100千円／1人（最長3月まで） 要件： ○育児休業から女性が復帰した際、引き続き代替 職員を雇用すること ○輝く女性活躍パワーアップ企業の登録を受けて いること
女性活躍のための 一般事業主行動計 画作成補助金	720	従業員規模300人以下の企業が女性活躍推進法に 基づく一般事業主行動計画を作成するのに要す る経費の一部を補助 (補助率1/2、上限60千円×50社) (対象経費：計画作成のための社会保険労務士や コンサルタント等専門家への相談料等)
行動計画セミナー	(2,565)	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の ノウハウ等を学ぶセミナーを開催 【平成27年度補正予算地域女性活躍推進交付金 事業）で対応】

(2) 事業の成果指標と達成度合い

平成 31 年度までに、輝く女性活躍パワーアップ企業の登録社数を 250 社（年間 50 社）とする。平成 28 年 3 月 31 日時点での登録社数は、新規 41 社、累計 41 社、平成 29 年 3 月 31 日時点での登録社数は、新規 45 社、累計 86 社である。

(3) 予算額及び決算額

予算額：12,530 千円 決算額：5,431 千円

(4) 監査の結果

ア 女性活躍のための企業支援補助金対象の研修の範囲について【意見】

輝く女性活躍パワーアップ企業の登録推進における、女性活躍推進の取組みを行う企業に対する各種支援の内容を検討したところ、女性活躍のための企業支援補助金については、企業の自主宣言に係る行動計画達成活用例として研修会参加費用（受講料・旅費）等の補助金を支給している。

交付対象者から提出された実績報告書によると、所属するグループの 30 周年記念全国大会（平成 28 年 10 月 19 日～20 日於：札幌）への参加交通費及び宿泊代として女性参加者 3 名分 197,222 円を当該補助金対象経費として、補助率 1/2 による補助金 98,611 円の交付を受けている。

実績報告書に添付された当該大会のパンフレットによれば文字通り、所属するグループ企業の誕生 30 周年記念全国大会（主目的が全国のグループ会員の合同交流会、災害事例勉強会、対応策意見交換会等）への参加であり、事業実施計画書にはその目的が、女性従業員スキルアップのための外部研修への参加と位置付けられている。当該支援策での補助対象となる研修会の適否について、その目的や趣旨は当然ながら主催者が作成した参加者名簿、旅行日程表、懇親会や観光の有無及び旅行費用の具体的内訳等、第三者作成による資料の確認を行い、総合的に勘案する必要があると考えられる。補助対象となる研修について、鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金交付要綱の第 3 条（補助事業の内容）では、女性の配置・育成・教育訓練に関する取組である事業と規定されているのみであり、補助対象となる研修の基準があいまいである感は否めない。当該補助金の対象となる研修等の範囲について具体的な判定基準等を規定する等、厳格的な審査を検討されたい。

イ 環境整備助成金事業の範囲について【意見】

当該助成金の交付対象者となった全 8 社のうち 7 社がトイレ改修工事による設備費であるが、交付対象者には建設会社や設備会社が含まれており、本来であれば最も、補助金に頼らず自助努力により整備可能な者とする。補助金交付要綱によれ

ば、女性活躍推進のための職場環境整備（女性トイレ、更衣室等）を行った輝く女性活躍パワーアップ企業に支給とされており、登録企業のインセンティブ色が強い補助事業と思われる。しかしながら、いずれも50万円の上限の支給となっており多額な助成金であることから、交付目的の達成度を補助条件に規定するなど、当該女性活躍パワーアップ認定企業の自主宣言による3年間の行動計画の推進を単なる努力目標に終わらせることなく、達成企業を補助対象にする等を含め、登録企業の更なる機運醸成に資する、より有効性のある制度とするため、フォローアップを図るべきと思われる。

3 地域における女性活躍推進事業

(1) 事業の概要

事業内容は女性リーダー育成セミナー企画及び開催等業務の委託事業である。開催目的は、女性従業員がキャリアアップをめざし、モチベーションアップを図り、実践的なスキルを身につけるリーダー研修とし、米子市及び鳥取市で2日間連続講座として開催したものの。

(2) 事業の成果指標と達成度合い

実施結果は、参加者米子会場23名、鳥取会場20名と計画の予定定員30名を下回った。

(3) 予算額及び決算額

予算額：2,295千円 決算額：2,295千円

(4) 監査の結果

ア 事業の効率性について【意見】

当該委託仕様書によれば、セミナーの開催規模について、定員30名以上とすることとされており、事業の成否あるいは費用対効果の面で参加者が予定定員を下回ったことは問題である。受託者であるR(株)の提出資料によると、開催広報チラシの郵送先894社・FAXによる送付2,844社及び電話や訪問468社として広報しているにもかかわらず、集客が出来ていない。改めて効率性の観点から、原因を再度検証し、県内企業のニーズの把握と今後の実施について検討されたい。

4 イクボス推進事業

(1) 事業の概要

働きやすい職場環境づくりのため、従業員の仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・

バランス)を応援する「イクボス」を県内企業で増やしていく必要がある。そこで、男女共同参画推進企業を対象としたイクボス養成塾を開催し、参加企業にイクボス宣言をしていただき、ワーク・ライフ・バランス実践のモデル企業としてその取組みを広くPRし、県内のイクボス宣言企業を増やしていく。

イクボス養成塾の企画・開催業務は、株式会社㈱Jに業務委託している。

- ※ イクボス：自らが仕事と家庭を大切にし、従業員の仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を実践することで仕事の充実を図るとともに、部下の仕事と家庭の両立も考え応援する経営者・管理職のこと。

(2) 事業の成果指標と達成度合い

地域女性活躍推進交付金実施計画書（都道府県分）では、イクボス宣言企業数を平成31年度までに男女共同参画推進企業のうち80%まで高めるとしている。平成28年3月31日時点での男女共同参画推進企業数は586社であり、同日時点でのイクボス宣言企業数は109社、平成29年3月31日時点では男女共同参画推進企業数は641社、イクボス宣言企業数は262社である。

また、イクボス養成塾における業務委託仕様書では、主な委託業務の内容を次のように定めている。

開催についての 広報及び参加者 の把握、確保	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県男女共同参画推進企業（H28.8末現在602社）、その他県内企業等へ広く広報し、多くの参加者を募ること。 ・参加者の企業名、所属部署、氏名、年齢、性別、参加の目的を把握すること。 ・配布に当たっては配布先リストを作成し、提出すること。
開催規模	<ul style="list-style-type: none"> ・開催場所：3会場（米子市、倉吉市、鳥取市） ・定員：1会場当たり30名以上とすること
企画・開催	イクボスの必要性、経営戦略としてイクボスを導入することのメリット、イクボス企業の取組事例、具体的なイクボスの実践方法などを学ぶ養成塾を企画・運営すること。

事業の実施状況は、以下のとおりである。

- ・米子会場：米子コンベンションセンター 第3会議室 参加人数 9人
- ・倉吉会場：倉吉交流プラザ 第1研修室 参加人数 5人
- ・鳥取会場：県民ふれあい会館 大研修室 参加人数 20人

(3) 予算額及び決算額

予算額：996 千円 決算額：962 千円

(4) 監査の結果

ア 事業の有効性及び効率性について【指摘事項】

当該委託仕様書によれば、セミナーの開催規模について、定員 30 名以上とすることとされており、事業の成否あるいは費用対効果の面で参加者が予定定員を大幅に下回ったことは問題である。受託者である㈱Jの完了報告書によると、開催広報チラシの郵送先「男女共同参画推進認定企業」に 600 社・従業員規模 10 人以上の県内企業の約 1,000 社、企業訪問 200 社及び女性活躍推進課ホームページでの案内等として広報しているにもかかわらず、集客が出来ていない。また、完了報告書に添付されている参加者名簿によれば、受託者の関係者や同一の者が会場ごとに参加者としてカウントされている事実が確認された。これは、参加者希望者が少なかつたことに加え、当日に参加予定者が急遽欠席となる等、グループ討議等を実施するため、主催者スタッフが参加せざるを得なかつたものと推量されるが、本来の参加者には該当しないものとする。

改めて、有効性及び効率性の観点から原因を再度検証し、県内企業のニーズの把握と今後の実施について検討されたい。

5 男女共同参画普及啓発事業

(1) 事業の概要

「共に認め合い、互いに支え合い、誰もが活躍できる元気な鳥取」

鳥取県が目指す男女共同参画社会の実現に向け、普及啓発事業、情報収集提供、相談対応、活動交流の場の提供などを行う拠点施設として鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」を県の中心に位置する倉吉市に設置している。

鳥取県男女共同参画センターでは、第3次鳥取県男女共同参画計画重点目標（平成 28 年 11 月からは第4次鳥取県男女共同参画計画重点目標）に基づいて、支援事業助成金を交付している。

第3次鳥取県男女共同参画計画重点目標は、「男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革」、「職場、家庭、地域において、多様な生き方を選べる社会の実現」及び「人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり」となっており、この目標に沿った「公開講座」、「研修支援講座」、「若者企画講座」及び「調査研究等事業」を行う団体等に、よりん彩活動支援事業補助金を交付している。

平成 28 年度は、公開講座 11 件、研修支援講座 10 件、若者企画講座 1 件の計 22 件に交付している。

公開講座の参加人数、公開講座は、「男女共同参画をすすめる内容で、団体等が自ら企画し、一般公開する事業で、概ね 50 名以上の参加者があること。」と交付要綱に定められている。

今回申請があり交付した団体の中に、参加者が 50 人を下回った団体が 11 件中 3 件あった。

概ねなので必ずしも 50 人を超える必要はないと考えるが、1 件だけは参加者 15 名となっており、大幅に予定参加者を下回っていたため内容の確認を行った。

公開講座であるが、ストレッチ又はベリーダンスの実技を伴う講座となっている。

講師は療術師とインストラクターの職業の方であるが、交付要綱では「事業実施主体が営利を目的とした活動でないこと」とあるため、事業実施主体としては営利活動を行っていないため問題がないと判断した。

(2) 監査の結果

ア 個人負担の会費について【意見】

この団体から提出された補助金交付申請書では、参加者から 3,000 円の会費負担を求めているが、収入の部のその他収入として記載がないので、収入の部への記載が必要だと考える。

イ 食事代について【意見】

参加者の食事代 3,000 円が支払われているのであれば、支出の部のその他経費に記載が必要だと考える。

ウ 講師食事代の取り扱いについて【意見】

収支予算書では講師食事代があるが交付要綱では「食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）」となっている。

今回の公開講座の企画の中に、「ミニ会席を食べながら女子トーク」というスケジュールが盛り込まれており、必要不可欠な食糧費であると考えるが、収支決算書では 2 名分は講師食事代として支払われているが、1 名分は講師謝金として支払われている。講師謝金と講師食事代は、講師本人が受領した謝金の中から食事代をもらうか、本人に交付せずに直接食事代として支払うかの意味合いが異なってくるため、適正に区分すべき事項であると考える。

エ 参加者の確認について【意見】

参加者数が 15 名となっているが、内訳で男性 2 人・女性 13 人となっている。

今回の募集チラシは「女性限定先着 50 名」と記載されており、男性 2 人は不自然で

あり、講師3名のうち2名が男性である。

参加者の名前までは確認出来ていないが、女性限定の公開講座に男性2人が含まれていることは不自然であるため、参加者を確認することが必要だと考える。

なお、この公開講座の実施日が12月18日であり、10月の鳥取県中部地震の後で企画されているなど準備に要する期間も短く、あわせて震災後の地域活性化を目的とした講座であることを考慮し、意見のみとした。

第3 指摘及び意見の件数

1 子育て応援課

項目名等	指摘	意見
とっとり婚活応援プロジェクト事業	1	5
地域少子化対策重点推進交付金事業(鳥取サポートセンター機能充実事業)	—	1
地域少子化対策重点推進交付金事業(ライフプランを考える啓発セミナー等開催事業)	2	2
子育て応援市町村交付金	—	3
保育士確保対策支援事業	—	1
子育てしやすい環境整備促進(企業子宝率調査)事業	1	1
男性の子育てしやすい企業支援奨励金	—	1
子育てっていいなキャンペーン事業	—	1
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	3	—
財産の貸付及び使用許可について	2	—
計	9	15

2 女性活躍推進課

項目名等	指摘	意見
女性活躍トップランナー事業	—	2
地域における女性活躍推進事業	—	1
イクボス推進事業	1	—
男女共同参画普及啓発事業	—	4
計	1	7

合計	10	22
----	----	----